

泉佐野市国土強靱化地域計画

平成30年3月

令和7年3月(一部修正)

泉 佐 野 市

目 次

I. 国土強靱化地域計画策定の目的と位置づけ	1
1. 国土強靱化地域計画策定の目的	1
2. 国土強靱化地域計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
II. 泉佐野市の地域特性	3
1. 位置と自然及び歴史的特性	3
2. 災害の歴史と特性	4
3. 対象とする災害（リスク）	8
4. 住民意向調査結果の概要	9
III. 泉佐野市の地域強靱化の基本目標	10
1. 目指すべき将来の地域の姿	10
2. 基本目標	10
3. 事前に備えるべき目標	11
4. 地域強靱化を進める上での基本的な方針	11
IV. 脆弱性の評価の実施	13
1. 脆弱性評価に関する施策分野	13
2. 起きてはならない最悪の事態	13
V. 具体的な取組みの推進	15
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	15
1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・ 大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生	15
1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	22
1-3 大規模津波等による多数の死者の発生	23
1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	26
1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、 後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態	28
1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	30
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる （それがなされない場合の必要な対応を含む）	32
2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	32
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	35
2-3 警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	35

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	36
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	36
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、 支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	36
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	37
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	40
3-1 役所機能の機能不全	40
3-2 行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	42
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	43
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	43
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	43
5. 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を 機能不全に陥らせない	44
5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による 企業の生産力低下	44
5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	44
5-3 食糧等の安定供給の停滞	45
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、 上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	46
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や 石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	46
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	46
6-3 汚水処理等の長期間にわたる機能停止	46
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	47
6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶	47
7. 制御不能な二次災害を発生させない	48
7-1 市街地等での複合災害の発生	48
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	49
7-3 沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	49
7-4 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	49
7-5 有害物質の大規模拡散・流出	49
7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	49
7-7 風評被害による地域経済等への甚大な影響	50

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる 条件を整備する	51
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	51
8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、 地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	51
8-3 避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態	51
8-4 鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	55
 VI. 計画の着実な推進に向けて	56
1. 計画の推進体制	56
2. 計画の進捗管理	56
3. 施策の重点化	57
4. 本市の他の計画の見直し	58
 【別紙】脆弱性評価結果	59

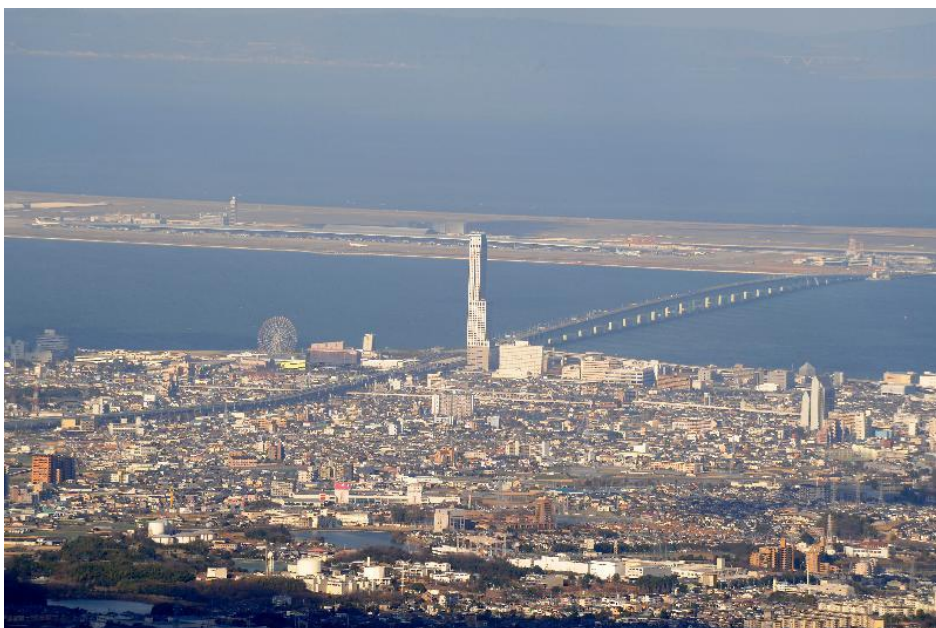
I. 国土強靱化地域計画策定の目的と位置づけ

1. 国土強靱化地域計画策定の目的

泉佐野市では、平成 28 年 7 月に東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震による被害想定を反映し、減災を基本理念とした自助・共助の充実等を図るべく「泉佐野市地域防災計画」の改定を行うとともに、「避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル」「災害対応マニュアル」「避難所運営マニュアル」「津波・河川氾濫に対する避難計画」などを見直し、市民の安全・安心の確保のために、防災・減災対策に取り組んでいます。また、「泉佐野市地域防災計画」を令和元年 7 月に熊本地震の課題を踏まえた修正、風水害に関する警戒避難体制等に係る修正、本市が受けた平成 30 年台風 21 号による強風被害の課題対応や最新の取組みを踏まえた修正を行い、令和 2 年 4 月には南海トラフ地震の多様な発生形態に備えるための修正を行いました。

国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的に、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布、施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づき、国土の強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めています。

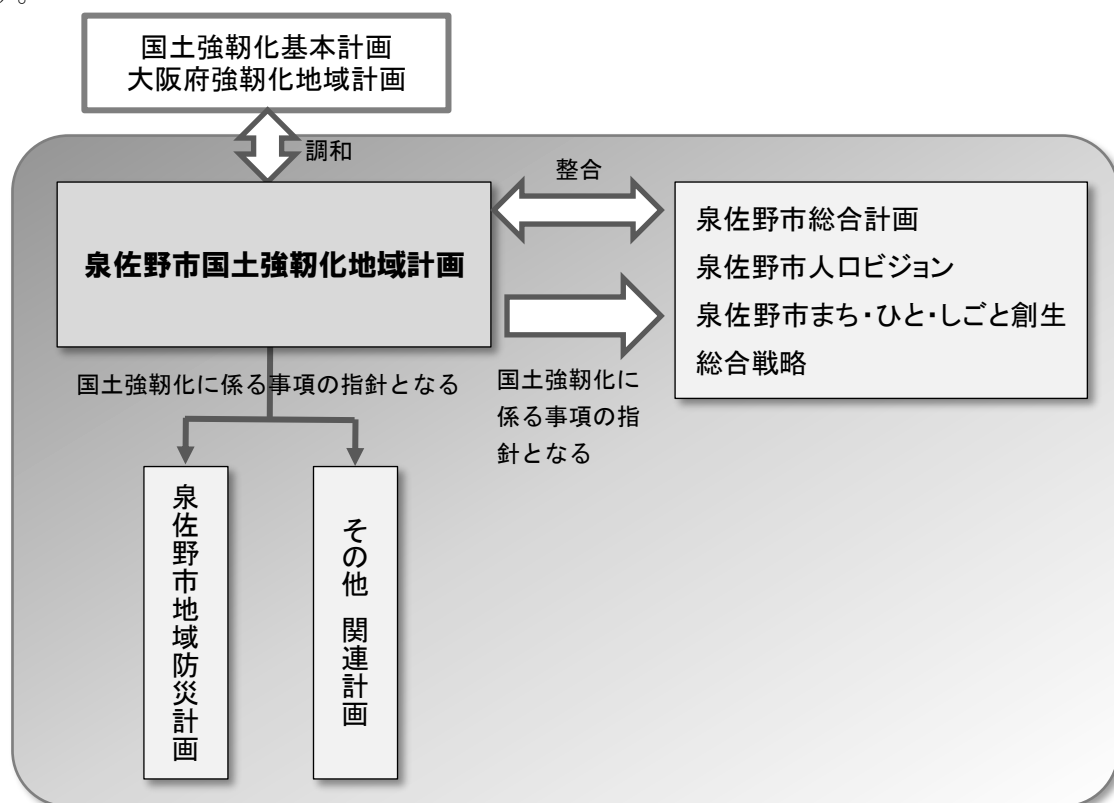
そこで、泉佐野市においても、基本法の趣旨を踏まえ、東日本大震災や熊本地震等の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組みをとりまとめ、推進していくために「泉佐野市国土強靱化地域計画」を策定するものです。



本市の市街地と関西国際空港

2. 国土強靱化地域計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本法第14条に基づき国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画と調和を保った計画です。また、本市の泉佐野市総合計画、泉佐野市人口ビジョン、泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略と、基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものです。



3. 計画期間

計画期間は、2018（平成30）年度から2027（平成39）年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や具体的な取組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

II. 泉佐野市の地域特性

1. 位置と自然及び歴史的特性

(1) 本市の位置及び地勢の特性

泉佐野市の位置は、大阪府の南部、大阪市と和歌山市のほぼ中間にあり、市域面積 56.51km²で、大阪府南部を東西に貫く細長い市域を形成しています。

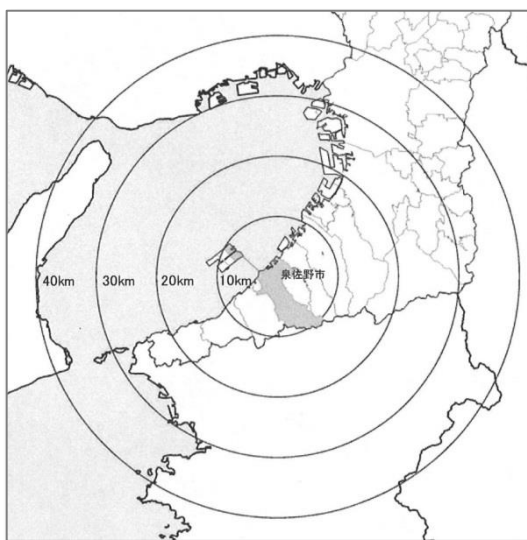
市域は、北西は大阪湾に面し、北東は貝塚市や熊取町、南西は田尻町や泉南市、南東は和泉山脈の分水界を境として和歌山県に接しています。

大阪都心からは約 30～40 km離れた位置にあり、南海本線またはJR阪和線で約 30 分の時間距離にあります。

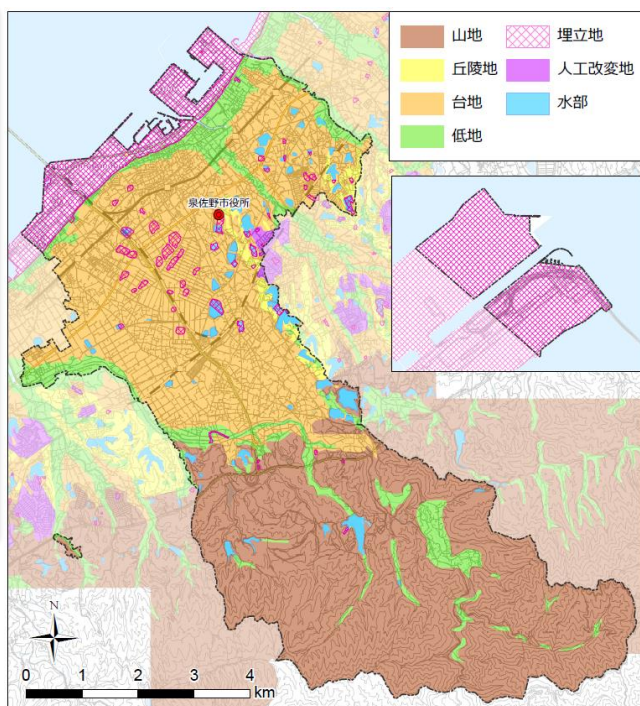
平成 6 年に開港した関西国際空港とは空港連絡橋でつながっており、関西国際空港を一つの核と位置づける大阪湾地域において、重要な位置にあります。

本市の地形は、北西から、埋立地・低地（海岸平野、河川沿いの谷底平野）、台地（泉南台地）、丘陵地（泉南丘陵）、山地（和泉山脈）の 4 つの地帯に区分され、臨海部は住宅と工業の混合地域、台地部は住宅と商業の混合地域、丘陵部は森林地域として利用されています。

また、南東部の和泉山脈から北西方向へ傾斜しながら丘陵地、平地が広がっており、樫井川、見出川、佐野川が大阪湾に注いでいます。



泉佐野市の位置



泉佐野市の地形区分

2. 災害の歴史と特性

(1) 本市における災害の特性

①地形

低地	市域の約 1 割を占める低地では、旧海岸沿いに海岸平野が分布し、佐野川、見出川沿いに谷底平野が分布しています。 近年の工業用地や漁港等としての埋立地に加えて、りんくうタウン建設のため大規模な埋立てが行われ、昔の海岸線は見られなくなりました。
台地	市域の約 4 割を占める泉南台地は阪和道以北に位置し、標高は 10m～50mと南東方面に次第に高くなっています。 台地の平坦面は、中位あるいは低地の段丘面に相当します。
丘陵地	泉南丘陵は市域の北東部、熊取町との境界沿いに細くのびていますが、市域に占める割合はわずかです。 標高は 100m以下で、林地等に利用されていましたが、最近では宅地開発が行われています。
山地	市域の約 4 割を占める和泉山脈は南部に位置し、標高は 400m～700mで東から西に行くほど低くなります。 犬鳴川や樫井川支流沿いでは浸食が進み、主谷は北東方向から南東－北西方向に走っています。 山地斜面の傾斜度は 20 度以上が大部分で、緩斜面は極めて少なくなっています。

②地質

低地	低地の地層は沖積層の砂及び泥であり、厚さは 3～5mと推定されます。 河川沿いには砂質堆積物が多く、一部礫質堆積物も分布します。 礫質堆積物の厚さは 1～2mで、主に中～小円礫からなります。
台地	中低位における礫質堆積物は、直径数cm～十cmの円礫～垂円礫からなり、山地近くでは直径数十cmの巨礫を交えます。 厚さは 5m程度で、表面は褐色ですが全体として風化は受けていません。
丘陵地	丘陵地の地質は大阪層群であり、泥及び砂質堆積物、砂及び泥質堆積物、礫及び泥質堆積物からなります。
山地	和泉山脈北部の地質は花崗岩類と流紋岩類です。 花崗岩類は風化しやすく、流紋岩類は風化に強く露岩が多いです。 和泉山脈南部の地質は和泉層群であり、礫岩、砂岩礫岩層、砂岩泥岩互層、泥岩からなる固結堆積物で、これらは泥岩を除き新鮮で強固な岩質です。

③災害履歴

低地	低地は昭和 30 年代まで堤防の決壊や高潮による外水はん濫が多くありましたが、現在は河川改修や防波堤が整備され、外水はん濫の危険性は少なくなりました。 最近では小規模の内水はん濫が多くなっています。
台地	泉南台地は広く分布し、境界は不明瞭ですが複数の台地面が階段状に分布しています。低い台地面や凹地では、周囲の高い台地面からの水の流れ込み等が排水しきれないため、浸水被害が発生しています。
丘陵地	泉南丘陵では大規模な災害の記録はなく、災害に対して比較的安全であるといえます。しかし、昭和 30 年代後半からの人工改変のため、旧谷地形の盛土部分は平成元年の豪雨時に浸水しました。 これは盛土部分が圧密沈下を起こし相対的な凹地となったからと考えられます。
山地	和泉山脈では、山地を流れる壱井川沿いの台地に浸水の記録が確認されるものの、大きな災害の記録は確認できません。 しかし、山麓堆積地形である沖積錘が見られ、豪雨時の出水により再移動し土石流が発生する危険があります。

④土地利用の変遷

低地	旧海岸沿いの低地はかつての砂礫地であり、松林がこれに沿って分布していましたが、現在、盛土されて住宅や商工業地として利用されています。 また、臨海部には埋立てにより、食品コンビナートやりんくうタウンが形成されました。
台地	台地は大部分が農地であり、かんがい用ため池も多く見られましたが、昭和 30 年代からの都市化により農地は宅地や工業用地に転用され、ため池も埋め立てられたものがあります。
丘陵地	丘陵地の大部分は樹林地でしたが、泉ヶ丘では宅地に転用され、日根野では学校など公共施設建設のための人工改変が著しくなっています。
山地	近年になって山間部には北部に阪和自動車道が開通し、関西空港自動車道への泉佐野 JCT や上之郷 IC も造られ、ゴルフ場も造成されるなど大規模な人工改変がなされました。

⑤自然的素因からみた災害特性〔水害〕

低地	現在は防波堤（東京湾平均海面 (T.P) +5.2m）が整備され高潮による災害の危険性は少なくなりました。 佐野川、見出川沿いの谷低平野では、都市化に伴って上流側の保水力・遊水機能が低下し、小規模ながら内水はん濫による浸水箇所がみられるようになりました。
台地	都市化により、地表がアスファルト等に被われ、豪雨時の流水が地下に浸水しにくい状況にあります。 このため、表流水が低い部分に集中しやすく、浸水の危険性があります。 また、遊水池として機能していた農地の宅地化により、昔は浸水被害が生じなかった雨量でも、浸水被害を生じる可能性が大きくなったといえます。 南東側の丘陵地からの出水により、浸水被害を生じるおそれがあります。
丘陵地	都市化により地表がアスファルト等に被われ、豪雨時の流水が地下に浸透しにくい状況にあります。 このため、表流水が低い部分に集中しやすく浸水の危険性があります。 盛土部（旧谷部）は、盛土材の圧密沈下により周囲に比べて低下していることがあり、豪雨時に雨水が集中することが考えられます。

⑥自然的素因からみた災害特性〔土砂災害〕

丘陵地	自然・人工の崖や急斜面では、豪雨時に斜面崩壊の危険性があります。 盛土部（旧谷部）においては、盛土と地山との間が不連続面であるため、地表からしみ込んだ水がこの面に沿って流動しやすく、地震や豪雨のとき、この面付近を境にしたすべりや崩壊が起きやすくなります。
山地	山地は、急傾斜地（30 度以上）が多いため、崩壊の危険性が高いです。 山地を構成する基盤岩のひとつである和泉層群は、砂岩、頁岩の互層により層状岩盤であり、流れ盤斜面での層面すべりが発生しやすいです。 また、基盤岩の花崗岩類は風化が進み、斜面崩壊の危険性が高いです。 これからの崩積土が河川を閉塞すると、上流側は水位上昇による浸水、下流側は土石流の危険性があります。

(2) 主な風水害履歴

明治 15 年 9 月 29 日	強風のため度々川の堤防 53 間が決壊
明治 17 年 7 月 17 日	強風のため度々川の堤防 50 間が決壊
明治 18 年 2 月 24 日	強風のため度々川の堤防 23 間が決壊
明治 20 年 3 月 14 日	強風のため度々川の堤防 15 間が決壊
明治 22 年 8 月 19 日	強風のため度々川の堤防 47 間が決壊
明治 36 年 7 月 8～10 日	台風の影響による大雨のため佐野川の南海鉄道の高架が破損、約 10 日間不通 (雨量は 3 日間で 235 mm)
明治 43 年 9 月	台風
明治 44 年 6 月	台風
大正元年 9 月 21 日	台風の影響による烈風及び高潮のため海岸地帯の民家に損害、船舶が流失
大正 2 年 10 月	台風
大正 6 年 9 月	台風
大正 10 年 9 月	台風
大正 13 年 9 月	台風
昭和 4 年 8 月	台風
昭和 8 年 9 月	台風
昭和 9 年 9 月 21 日	第一室戸台風。泉南郡において 113 名死傷、約 7,000 棟被害、佐野・吉見間の南海電鉄が不通、佐野では防波堤 700m が破損 (最大瞬間風速 60m/s、普通より水位 7 尺 3 寸 4 分上昇、最大 1 分間に 3 寸 3 分水位上昇)
昭和 25 年 9 月 3 日	ジェーン台風。39 人負傷、1,183 棟被災、47 町歩の田畑が風害、漁港の突堤破損 (最大風速 50m/s)
昭和 27 年 7 月 10 日	豪雨。全壊 32 棟、流失 29 棟、床上浸水 237 棟、床下浸水 3,610 棟
昭和 36 年 9 月 16 日	第二室戸台風。被災者 11,611 人、全壊 350 棟、流失 50 棟、床上浸水 1,000 棟、床下浸水 950 棟、田畑冠水 50ha、道路欠潰 1 カ所、堤防決壊 6 カ所 (風速 50m)
昭和 39 年 9 月 24 日	台風 20 号。全壊 4 棟、床上浸水 237 棟、床下浸水 349 棟
昭和 57 年 8 月 2～3 日	豪雨。床上浸水 40 棟、床下浸水 421 棟
平成元年 9 月 2～3 日	豪雨。床上浸水 4 棟、床下浸水 187 棟
平成元年 9 月 19 日	台風 20 号、床上浸水 8 棟、床下浸水 280 棟
平成 7 年 5 月 13～15 日	大雨。床下浸水 6 棟
平成 7 年 7 月 4～5 日	大雨。一部破損 6 棟、床上浸水 10 棟、床下浸水 159 棟 風水害時警戒体制
平成 15 年 8 月 26 日	大雨。床上浸水 2 棟、床下浸水 64 棟
平成 15 年 10 月 2 日	大雨。床下浸水 20 棟
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号。床下浸水 15 棟
平成 19 年 7 月 17 日	大雨。床下浸水 1 棟
平成 21 年 7 月 1 日	大雨。床下浸水 1 棟
平成 23 年 9 月 3 日	台風 12 号。床下浸水 1 棟
平成 26 年 10 月 13 日	台風 19 号。床上浸水 24 棟、床下浸水 145 棟、その他 22 件

資料：泉佐野市勢紀要、平成 22 年版 消防年報

(3) 本市周辺における被害地震

昭和 19 年 12 月 7 日	東南海地震。建物数十戸倒壊（マグニチュード 7.9、大阪府の震度 4）
昭和 21 年 12 月 21 日	南海地震。建物数十戸倒壊（マグニチュード 8.0、大阪府の震度 4）
平成 7 年 1 月 17 日	兵庫県南部地震。（マグニチュード 7.2 大阪府の震度 4）

資料：地震災害対策策定のための地盤関係調査報告書（Ⅱ）庁内資料

(4) 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成 25 年 12 月に改正南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）が施行され、法第 3 条の規定に基づき、平成 26 年 3 月 28 日現在で、1 都 2 府 26 県 707 市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されています。

大阪府では、本市をはじめ 33 市 8 町 1 村が推進地域に指定されています。

3. 対象とする災害(リスク)

本市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、市域特性も踏まえ市域に多大な被害を与えることが想定される大規模自然災害〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕を対象とします。

また、関西国際空港においては、南海トラフ巨大地震に関して以下のような被害想定が示されています。

【関西空港(KIX)の被害想定】

南海トラフ巨大地震(30年以内発生確率70%程度)	
地震	● 震度6弱(一部で6強)の揺れが発生する。 ● 基本施設、建物については空港運営に大きな支障を及ぼす程の被害はないが、外壁の破損や天井板の落下等が発生することが想定される。 ● ライフラインについてはバックアップ体制があるため大きな影響はない。
津波	● 防潮壁の完成により、関西空港は南海トラフ巨大地震で想定されている津波による浸水の危険性は極めて低い。(大阪府が想定している最大津波高1.7m[最大津波水位:2.6m])

【ターミナル地区防潮壁の完成状況】



出典：NKIAC グループにおける地震・津波 BCP の概要

4. 住民意向調査結果の概要

(1) 調査の概要

① アンケートの目的

泉佐野市の印象、施策などに対する市民の認識やニーズなどを把握し、第4次泉佐野市総合計画の進捗管理や計画に掲げる成果指標の目標設定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

② 調査対象

市内に在住する満18歳以上の男女を対象に、約3,000人を単純無作為抽出

③ 調査方法と時期

郵送配布・回収による郵送調査法により、2012（平成24）年5月に実施

(2) 調査結果の概要

① 施策の重要性

市民が重要であると回答した施策のなかで、「防災の推進」は全63項目中の第6位となっています。

重要性の上位10項目

順位	分野	項目	重要性
1	安心・健康	30 医療体制の充実	87.7
2	安全・環境	36 地域の防犯対策等の充実	85.7
3	教育・文化	11 義務教育の充実	84.2
4	快適・憩い	55 安全で安定した水の供給	83.6
5	安全・環境	35 消防・救急体制の充実	83.3
6	安全・環境	34 防災の推進	81.0
7	安心・健康	29 母子保健事業の推進・充実	80.8
8	安心・健康	33 国民年金の適切な運営	80.4
9	安心・健康	32 国民健康保険の適切な運営	80.4
10	安心・健康	24 保育の充実	79.7

② 施策の満足度

市民が満足していると回答した施策のなかで、「防災の推進」は全63項目中の第58位（下から6番目）となっています。

満足度の下位10項目

順位	分野	項目	満足度
54	安心・健康	33 国民年金の適切な運営	46.0
55	快適・憩い	58 安全で快適な住宅地の整備	45.9
56	安心・健康	30 医療体制の充実	45.8
57	活力・賑わい	46 商工業振興	45.5
58	安全・環境	34 防災の推進	45.4
59	活力・賑わい	48 魅力づくり	44.7
60	教育・文化	11 義務教育の充実	44.7
61	活力・賑わい	49 就労支援の推進	44.1
62	快適・憩い	52 道路環境の充実	43.5
63	快適・憩い	56 下水道整備の推進	40.7

Ⅲ. 泉佐野市の地域強靱化の基本目標

1. 目指すべき将来の地域の姿

関西国際空港が立地している本市は、海外及び国内のさまざまな地域との経済的・文化的交流を活発に展開しうる優位性を持っています。

海外及び国内からさまざまな人を迎える空港のインパクトを市民生活のあらゆる面にいきわたらせ、市民をはじめさまざまな「ひと」が集い、そこで多様な交流を創り出すことにより「まち」が輝き、賑わいづくりを進めるとともに、歴史的資源や農林漁業及び産業都市等の蓄積を生かし、先進的なまちとなることが、本市の将来像であると考えます。

この将来像を実現するにあたっては、大規模自然災害〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕の発生に備え、地域の強靱化に対する取組みを進めていく必要があります。

そこで、本計画において目指すべき将来の地域の姿を、次のように定めます。

「ひと」が集い、「まち」が輝き・賑わう

レジリエンス・迎都 泉佐野

レジリエンスとは：一般に「回復力」と訳され、防災やまちづくり分野では「ヤナギのようにしなやかで復元力を有する強さ」を意味して用いられています。

2. 基本目標

国の基本計画を踏まえ、以下の4つを基本目標とします。

- Ⅰ 人命の保護が最大限図られる
- Ⅱ 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持する
- Ⅲ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る
- Ⅳ 迅速な復旧復興を図る

3. 事前に備えるべき目標

国の基本計画を踏まえ、以下の8つを事前に備えるべき目標とします。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーン)を機能不全に陥らせない
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

4. 地域強靱化を進める上での基本的な方針

先に掲げた4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標を達成し、本市の安心・安全を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら地域強靱化に取り組めます。

(1) 市民等の主体的な参画

市民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できるような取組みを促進します。

(2) 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がけます。

また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用など、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 的確な維持管理

高度経済成長期以降に建設された都市基盤施設をはじめ多くの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることもあり、限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化など、施策の選択と集中を図ることによって中長期的に費用を削減できるよう、効率的に施策を推進します。

（４）広域連携の取組み

関西広域連合、大阪府、政令指定都市、周辺市町との広域連携強化を進め、泉州地域の中核的都市として防災・減災面での役割を担います。

（５）地域特性に応じた施策の推進

関西国際空港を有する自治体としての地域特性を踏まえ、観光客、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等の多様な人々に十分配慮して施策を講じます。

また、被災した市民や観光客等の目線に立った復旧復興対応が行えるよう、事前に備えておきます。

IV. 脆弱性の評価の実施

1. 脆弱性評価に関する施策分野

脆弱性評価は、以下に掲げる 10 分野と各分野共通の 2 項目（リスクコミュニケーション、老朽化対策）行うものとします。

- | | |
|------------|--------|
| ①行政機能（消防等） | ⑥産業構造 |
| ②住宅・都市 | ⑦交通・物流 |
| ③保健医療・福祉 | ⑧農林水産 |
| ④エネルギー | ⑨環境 |
| ⑤情報通信 | ⑩土地利用 |

2. 起きてはならない最悪の事態

「起きてはならない最悪の事態」は、以下の 8 つの「事前に備えるべき目標」について、脆弱性評価を実施することにより、その妨げとなるものとして 36 の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき 起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも 人命の保護が最大限図られる	1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊 や延焼拡大による死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3 大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷 者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が 高まる事態
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の 死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から 救助・救急、医療活動等が迅速に 行われる（それがなされない場合の 必要な対応を含む）	2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の 長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等 の絶対的不足
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期 途絶
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧 等の供給不足
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルー トの途絶による医療機能の麻痺
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき 起きてはならない最悪の事態
3 大規模自然災害発生直後から 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 役所機能の機能不全
	3-2 行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から 必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下
	5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3 食糧等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 汚水処理等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地等での複合災害の発生
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-7 風評被害による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

V. 具体的な取組みの推進

本市における 36 項目の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、次のように 134 項目に及ぶ必要な取組みを推進する。

(事前に備えるべき目標)

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(起きてはならない最悪の事態)

1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生

(必要な取組み)

① 密集市街地等の対策（道路公園課）

取組	目 標	
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
現 状 (未記載の場合平成 29 年) ○有効幅員 ^(注) 3.5m未満の市道 延長 95,622m (平成 28 年 度) (注)有効幅員：概ね側溝などを除いた 車両等の通行が可能な部分の幅員の こと。	○有効幅員 3.5m未満の市 道延長 95,622m	○有効幅員 3.5m未満の 市道延長 95,112m (改良延長 510m)
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正）	

② 準防火地域等の指定促進（都市計画課）

取組	目 標	
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
現 状 (未記載の場合平成 29 年) ○指定建ぺい率 60%以上の区域面 積に占める防火・準防火地域指定 面積の割合（約 9%（185 h a/1,972ha））	⇒ ^(注) (注)⇒：継続を示す。 (以降同じ。)	○市指定建ぺい率 60%以 上の区域（一部）を防 火・準防火地域へ指定 検討
関連計画	泉佐野市都市計画マスタープラン（平成 2 1 年 3 月） 泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1②（平成 2 8 年 3 月）	

③ 消防用水の確保対策（危機管理課、農林水産課）

取組	・地震発生時に、火災による被害を軽減するため、大阪府や関係団体等と連携して消防用水の確保に向けた取組みを実施する。 ■耐震性防火水槽の整備促進 ■ため池や農業用水路の貯水を消火用水や生活用水への活用		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)		2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)	
—		○耐震性防火水槽の整備促進	⇒
—	○ため池や農業用水路の水を活用し、防災活動に取り組むための防災協定締結の検討		
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1③（平成 28 年 3 月）		

④ 防災農地の登録の促進（農林水産課）

取組	・地震発生時に、減災空間や避難地などを確保するため、防災上の役割が期待できる農地について、大阪府及び関係団体等と連携して「防災農地 ^(注) 」の登録を検討する。		
	(注)防災農地：営農を通じて保全されている農地等で、災害時に防災空間として使用するもの。		
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標		
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)		2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
—	防災協力農地登録制度の導入検討		
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1④（平成 28 年 3 月）		

⑤ 市有建築物の耐震化（全課）

取組	・地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため「泉佐野市耐震改修促進計画」において示す耐震化への取組みの基本的な考え方を踏まえ、耐震化対策を実施する。	
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○耐震化率 ・災害時に重要な機能を果たす建築物の割合（96%） ・市有建築物全体の割合（93%）	⇒	○耐震化率 ・災害時に重要な機能を果たす建築物（100%） ・市有建築物全体（100%）
関連計画	泉佐野市耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月） 泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正）	

※長周期地震動については、今後国土交通省がまとめる「超高層建築物等における長周期地震動」への対策案に基づき、適切に対応。

⑥ 市営住宅の長寿命化及び適正管理の推進（建築住宅課）

取組	・地震発生時に、入居者の生命、安全を確保し、住宅の被害を軽減するため「公営住宅等長寿命化計画」における長寿命化への基本的な考え方を踏まえ各対策を実施する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○公営住宅等の内、今後、建替の検討が必要な戸数が占める割合（40%（418 戸／1,056 戸）（平成 27 年））	⇒	○入居者との合意形成を図り公営住宅等の内、今後、建替の検討が必要な戸数が占める割合（13%）
関連計画	泉佐野市公営住宅等長寿命化計画（平成 28 年 3 月） 泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1⑥（平成 28 年 3 月）		

⑦ 民間住宅・建築物の耐震化の促進（都市計画課）

取組	・地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「泉佐野市耐震改修促進計画」及び「住宅建築物耐震 10 ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画 H28～H37）」に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等、さまざまな取組みによる木造住宅の耐震化や多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を働きかける。（住宅・建築物安全ストック形成事業） ・空き家所有者が、地震発生時における危険性などを理解し、適正な管理が進められるよう、大阪府とも連携し啓発を進める。 ・また、利活用が可能な空き家については、本市空き家バンク制度等の周知により利活用を促進する。 ・災害に強いまちづくりを進めるため、「泉佐野市空き家等対策計画」に基づき、空き家対策総合支援事業を推進する。		
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標		
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)	
○耐震化率 ・住宅 83%（平成 27 年推計値） ・多数の者が利用する建築物 91%（平成 28 年） ・危険物の貯蔵等の用途に供する建築物 62%（平成 28 年） ・緊急輸送路等を閉塞させるおそれのある建築物 89%（平成 28 年）	⇒	○耐震化率 ・住宅（95%） ・特定既存耐震不適格建築物（民間）（95%）	
	○空き家バンク制度等の周知促進と、空き家所有者の啓発	⇒	
関連計画	泉佐野市耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月） 泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1⑦（平成 28 年 3 月）		

※長周期地震動については、今後国土交通省がまとめる「超高層建築物等における長周期地震動」への対策案に基づき、適切に対応。

⑧ 住宅・建築物の液状化対策の普及啓発（危機管理課、都市計画課）

取組	地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、大阪府においては府域の液状化の可能性マップを公表し、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口が設置されていることから、本市は、民間住宅・建築物の所有者が液状化対策の重要性を理解し、取組みが進められるよう、大阪府及び関係団体等と連携を図りながら確実な普及啓発を進める。	
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○府域の液状化可能性マップの公表（大阪府 H26 年） ○大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に相談窓口が設置	○大阪府及び関係団体等の連携強化 ○液状化対策の普及啓発活動の実施	⇒
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1⑧（平成 28 年 3 月）	

⑨ 災害に強い良質なマンション整備の周知（都市計画課）

取組	本市は大阪府と連携を図り、建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能な住宅や仕組みを普及させるため「大阪府防災力強化マンション認定制度」などを周知する。	
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
—	○「大阪府防災力強化マンション認定制度」の周知	⇒
関連計画	大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1⑨（平成 28 年 3 月）	

⑩ 地域における防災・減災力の向上（危機管理課、学校教育課）

取組	- 大規模な地震発生時に起こりうる建物倒壊や火災延焼の危険性等について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげられるよう防災ガイド（防災マップ）及び地区別ハザードマップ等を作成しており、これらの広報により危険性の周知に努める。 - 災害等に関する正確な知識を習得し、地域における防災・減災リーダーの育成を図るため自主防災の組織化及び活動の活性化、防災士取得への支援やジュニア防災検定などの P R を進める。	
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○自主防災組織率 90%（平成 28 年度）	97%	100%
○防災ガイド（防災マップ）、地区別ハザードマップ、わが家の「防災会議」の作成・公表（平成 26 年 2 月）	○防災ガイド（防災マップ）の更新	
○防災訓練の実施回数（1 回／年）	⇒	⇒
○防災士登録者数 37 名（平成 29 年 1 月）	400 名	600 名
○ジュニア防災検定受検（小学 4 年生）	⇒	⇒
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 第 2 期泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和 3 年 3 月) 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1⑩（平成 28 年 3 月）	

⑪ 消防団の機能強化（危機管理課）

取組	・消防団の機能強化を図るため消防団車庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材、ライフジャケット等の安全確保装備の充実強化を進める。 ・消防団活動の PR や機能別消防団制度創設等により消防団に対する市民理解の促進と住民・自主防災組織等との連携強化に向けた取組みを進める。 ・今後より大きな役割が期待される女性や学生、市内従業者等の機能別消防団への加入に向け組織の充実を進める。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○泉佐野市消防団（本団及び 5 分団） 消防団員 150 名その内、女性 消防団員 20 名（本団所属） （平成 28 年）	○消防団員 170 名	
	○消防団車庫の耐震化率 100%		
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1⑪（平成 28 年 3 月）	

⑫ 「避難行動要支援者」支援の充実（危機管理課、地域共生推進課）

取組	・「泉佐野市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、「避難行動要支援者」に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備など必要となる対策を地域ぐるみで講じる。	
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○地域の絆づくり登録者数 2,347 人 (平成 28 年度)	○地域の絆づくり登録者数 3,000 人	
関連計画	泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プラン（平成 26 年 3 月） 泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 第 2 期泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和 3 年 3 月) 泉佐野市地域福祉計画（令和 3 年 3 月） 泉佐野市障害者計画（令和 3 年 3 月） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1⑫（平成 28 年 3 月）	

⑬ 在住外国人への防災情報の提供（危機管理課）

取組	・地震発生時に、在住外国人等の安全を確保するため、在住外国人等にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化等の充実、在住外国人等への配付や市ホームページでの掲載等を実施する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○ハザードマップ等の多言語版（英語・中国語・韓国語）の作成及び公表（平成 26 年）		
関連計画		大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1⑬（平成 2 8 年 3 月）	

⑭ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（文化財保護課）

取組	・文化財の所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、本市・国・大阪府との連携により文化財耐震診断や文化財保存活用計画の策定、消火設備等の設置・改修を働きかける。 ・また、地震発生時に人的被害を軽減するため、文化財所有者に対して、災害情報の伝達や避難誘導、救命救護、消火などの訓練に取り組むよう働きかける。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○耐震基礎診断：国指定 100%、府指定 0%市指定 0%	○所有者における文化財耐震診断、文化財保存活用計画の策定、消火設備等の設置・改修、防災訓練の実施を促進する (平成 31 年 重要文化財奥家住宅の耐震診断実施予定)	○左記の取り組みを踏まえて、対策を図る ○防災訓練の実施を促進し、防災意識の啓発を図る
	○防災訓練の実施 1 回／年	○建造物以外の文化財についても防災意識の啓発を図る	
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1⑭（平成 28 年 3 月）	

⑮ 鉄道施設の防災対策の促進（道路公園課）

取組	・本市は国、大阪府と連携を図り、地震発生時に人的被害を軽減するとともに、地震発生後に防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、空港連絡鉄道線高架橋の耐震化を促進する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○空港連絡鉄道線高架橋の耐震化促進（事業者は新関西国際空港(株)）	⇒	⇒
関連計画		大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1⑮（平成 28 年 3 月）	

⑯ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（都市計画課、建築住宅課）

取組	地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○市職員における被災建築物応急危険度判定士登録者の確保	⇒	⇒
	○市職員における被災宅地危険度判定士登録者の確保	⇒	⇒
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1⑯（平成 28 年 3 月）	

⑰ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上（危機管理課）

取組	- 本市及び、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町の3市3町は、火災、救急、救助などの消防サービスをより向上させるため泉州南消防組合を組織し、消防に関する事務を共同で処理している。 - 本市及び泉州南消防組合は、適正に消防署所を配置し、消防庁舎の耐震化及び、消防車両や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の充実に努める。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○市域内には次の施設が位置する。 消防本部（泉佐野消防署）、市場消防署、空港分署、上瓦屋出張所、日根野出張所	○老朽化した市場消防署の移設による耐災化及び消防力の向上		
	○消防設備の整備	○消防設備の整備	
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和2年4月修正）		

⑱ 大規模盛土造成地マップの周知（都市計画課）

取組	普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につながるよう、公表されている市内の大規模盛土造成地マップの周知を行うとともに、宅地防災パトロールなどを実施する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○台風や大雨など災害発生の恐れがある場合に備え宅地防災パトロールの実施	⇒	⇒
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1⑱（平成 28 年 3 月）	

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- ① 市有建築物の耐震化（全課） ※取組内容等は 1-1⑤に記載
- ② 市営住宅の長寿命化及び適正管理の推進（建築住宅課） ※取組内容等は 1-1⑥に記載
- ③ 学校、保育所等の耐震化（都市計画課、子育て支援課、教育総務課）

取組	・地震発生時に児童・生徒等の安全確保と学校・保育所等の建物被害を軽減するため「泉佐野市耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月）」に基づき耐震化対策を推進する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○耐震化率 (市立) ・小中学校（100%） ・幼稚園（100%） ・保育所（100%） (私立) ・幼稚園（100%） ・保育所・認定こども園 (79%)		⇒	・保育所、認定こども園 (95%)
関連計画		泉佐野市耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月）	

- ④ 医療施設・社会福祉施設の耐震化・耐災化（地域共生推進課、健康推進課、都市計画課）

取組	・地震発生時に、入院患者や入所者の安全を確保し、医療施設・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため、「泉佐野市耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月）」に基づき、耐震化対策を推進する。 ・また、有料老人ホームなど、初期消火によって延焼を防止し入所者の安全を確保するためスプリンクラーの設置を促進する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○耐震化率 ・病院（73%） うち、災害拠点病院(りんくう総合医療センター) 100% ・社会福祉施設等（81%）			○耐震化率 ・病院（95%） うち、災害拠点病院(りんくう総合医療センター) (100%) ・社会福祉施設等（95%）
○有料老人ホーム等スプリンクラー設置率 82%		100%	
関連計画		泉佐野市耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月）	

- ⑤ 民間住宅・建築物の耐震化の促進（都市計画課） ※取組内容等は 1-1⑦に記載
- ⑥ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（文化財保護課） ※取組内容等は 1-1⑭に記載
- ⑦ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（都市計画課、建築住宅課） ※取組内容等は 1-1⑯に記載

1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

① 防潮堤の津波浸水対策（下水道整備課）

取組	- 本市は、南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水被害の拡大を防ぐため、事業主体である大阪府と連携し、第一線防潮堤^(注)の液状化対策を推進する。 - また、佐野川河口付近にも津波浸水想定区域が確認されるため、津波浸水対策の実施を促進する。 (注)第一線防潮堤：台風等による大波や高潮による被害を防ぐ堤防で、水門等の施設を含め最前線に位置するものこと。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現 状 (未記載の場合平成 29 年)</th><th colspan="2">目 標</th></tr> <tr> <th>2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)</th><th>2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○市域における対策完了防潮堤の割合 (0% (0km/0.6km))</td><td>○要対策延長全ての対策を完了</td><td></td></tr> </tbody> </table>		現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)	○市域における対策完了防潮堤の割合 (0% (0km/0.6km))	○要対策延長全ての対策を完了
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標								
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)							
○市域における対策完了防潮堤の割合 (0% (0km/0.6km))	○要対策延長全ての対策を完了								
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-3①（平成 28 年 3 月）								

② 水門等の点検、整備の推進（下水道整備課）

取組	堤内地においては、防潮堤門扉（3-1 門扉）周辺に南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域が確認されるため、災害発生予想時における開閉操作が円滑に行われるよう、大阪府は常時管理員を置き毎月 3 回の点検操作の実施及び本市と大阪府による総合的な点検、整備を実施する。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現 状 (未記載の場合平成 29 年)</th><th colspan="2">目 標</th></tr> <tr> <th>2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)</th><th>2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○本市及び大阪府で総合的な点検、整備（1 回/年）</td><td>⇒</td><td>⇒</td></tr> </tbody> </table>		現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)	○本市及び大阪府で総合的な点検、整備（1 回/年）	⇒
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標								
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)							
○本市及び大阪府で総合的な点検、整備（1 回/年）	⇒	⇒							
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正）								

③ 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達（危機管理課）

取組	- 内閣府及び消防庁においては平成 28 年度に「避難勧告等に関するガイドライン」が改訂され、迅速な避難行動に結びつくよう「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難指示」が「避難指示（緊急）」へと名称が変更されたことを踏まえ、本市の避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルについても最新の知見を反映できるよう適宜見直しを行う。 - 避難勧告等に関する情報を迅速・的確に住民等へと伝達するため、防災行政無線（移動系）を整備する。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現 状 (未記載の場合平成 29 年)</th><th colspan="2">目 標</th></tr> <tr> <th>2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)</th><th>2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成（平成 27 年 10 月） ○津波・河川氾濫に対する避難計画の作成（平成 28 年 7 月）</td><td>○避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの見直し</td><td></td></tr> <tr> <td>○防災行政無線（同報系）の整備完了・運用開始 ○防災行政無線（移動系）の整備</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)	○避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成（平成 27 年 10 月） ○津波・河川氾濫に対する避難計画の作成（平成 28 年 7 月）	○避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの見直し		○防災行政無線（同報系）の整備完了・運用開始 ○防災行政無線（移動系）の整備	
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標											
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)										
○避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成（平成 27 年 10 月） ○津波・河川氾濫に対する避難計画の作成（平成 28 年 7 月）	○避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの見直し											
○防災行政無線（同報系）の整備完了・運用開始 ○防災行政無線（移動系）の整備												
関連計画	避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル（平成 27 年 10 月） 津波・河川氾濫に対する避難計画（平成 28 年 7 月） 泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正）											

④ 津波ハザードマップの作成・活用（危機管理課）

取組	・住民の防災意識の向上と的確な避難行動につながるよう、津波ハザードマップを活用した避難訓練を実施する。 ・りんくう公園のマーブルビーチは、堤外地^(注)にあり大阪府及び公園管理者に対して、津波避難計画の作成や避難訓練の実施を促進する。	
	(注)堤外地：防潮堤よりも海側の土地のこと。	
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○津波ハザードマップを作成（平成 26 年 2 月） ○避難訓練の実施	⇒	⇒
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正）	

⑤ 堤外地の事業所等の津波避難対策の促進（危機管理課、教育総務課）

取組	・津波発生時に、堤外地にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波避難計画の作成及び避難訓練の実施を働きかける。 ・泉佐野食品コンビナートには、小学校給食センター、中学校給食センターの 2 施設が位置していることから、施設設備の改善とあわせて津波浸水対策を検討する。	
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
—	○対象となる事業所において津波避難計画の作成及びそれを活用した避難訓練の実施	⇒
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 新・大阪府地震防災アクションプラン 18	

⑥ 船舶の津波対策の促進（危機管理課、農林水産課）

取組	・港内に停泊中の船舶等の津波被害の軽減を図るため、本市は大阪府と連携を図り船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などをとりまとめたガイドライン等を民間事業者等に対し周知するとともに、大阪府及び関係機関、民間事業者と連携した訓練に参画する。	
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
—	○大阪府におけるマニュアル策定を受けて、本市は大阪府と連携して民間事業者において対応マニュアル策定や促進 ○同マニュアルを活用した訓練への参画	⇒
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-3⑨（平成 28 年 3 月）	

⑦ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（危機管理課）

取組	・本市は、自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける等、大阪府と連携して、自主防災組織の中核となる人材の育成に努める。		
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標		
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)	
○自主防災組織リーダー育成研修受講者 31 人（平成 28 年度）	自主防災組織リーダーの研修受講機会の確保	⇒	
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-3⑩（平成 28 年 3 月）		

⑧ 津波防御施設の閉鎖体制（下水道整備課）

取組	・本市は、津波防御施設（水門・陸閘等）の操作に従事する現場操作員等の安全を確保するため、大阪府等との連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものであるか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図る。		
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標		
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)	
○大阪府と連携した訓練の実施 (2 回／年)	○大阪府と連携した訓練の実施 ○訓練を踏まえた操作・退避ルールの検証	⇒	
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-3⑫（平成 28 年 3 月）		

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① 下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進（下水道整備課）

取組	- 本市は、浸水被害の軽減に向け下水道雨水管渠や雨水ポンプの整備、ポンプ場の耐災化及び長寿命化など都市浸水対策に取り組む。 - 佐野川及び見出川、樫井川については、大阪府に対して、時間雨量 50 ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも 65 ミリ程度で床上浸水を発生させない対策の着実な実施を促進する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○都市浸水対策の達成率 15.3% (平成 26 年度末)	15.5%	15.6%
	○泉佐野市中央ポンプ場の老朽化しているポンプ設備の改築 0 台 (平成 26 年度末)	6 台	
	○泉佐野市中央ポンプ場の老朽化している水処理設備の改築無し	除塵機 5 台 し渣搬出設備 1 式	沈砂除去設備 1 式 沈砂搬出設備 1 式
	○雨水ポンプ場（土木・建築・設備）の耐震化 0%	15%	50%
	○泉佐野市北ポンプ場の老朽化している設備の改築無し		機械設備（予定） 電気設備（予定）
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-4②（平成 28 年 3 月）	

個別事業一覧

事業概要	事業名	事業 期間	個別事業内容	具体的な取組みの参照先、 該当箇所	備考
○都市浸水対策	泉佐野市下水道整備計画（その 3）（重点計画）（防災安全）	令和 2 ～ 6 年 度	泉佐野市下水道事業経営戦略に記載されている下水道事業を推進	泉佐野市下水道事業経営戦略 第 3 章将来の事業環境 4.施設の見通し（1）新設事業 ①管路施設	国土交通省
○泉佐野市中央ポンプ場の老朽化している水処理設備の改築	湾岸中部処理区浸水対策下水道	令和 3 ～ 5 年 度	泉佐野市下水道事業経営戦略に記載されている下水道事業を推進	泉佐野市下水道事業経営戦略 第 3 章将来の事業環境 4.施設の見通し（2）改築事業 ②雨水ポンプ場	国土交通省
○泉佐野市北ポンプ場の老朽化している機械・電気設備の改築	湾岸中部処理区浸水対策下水道	令和 8 年度～ (予定)	泉佐野市下水道事業経営戦略に記載されている下水道事業を推進	泉佐野市下水道事業経営戦略 第 3 章将来の事業環境 4.施設の見通し（2）改築事業 ②雨水ポンプ場	国土交通省

② 豪雨時の市道アンダーパス部における注意喚起（道路公園課）

取組	市道アンダーパス部は、豪雨等によって冠水することが懸念されるため、冠水深の表示や、冠水警告灯の設置など注意喚起対策を進める。		
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標		
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)	
○市道の冠水注意喚起対策の実施箇所 1 箇所/ 5 箇所	5 箇所		
関連計画	大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-5⑱（平成 28 年 3 月）		

1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年にわたり市域の脆弱性が高まる事態

① ため池の防災・減災対策の促進（農林水産課）

取組	- 本市域には、ため池が 80 箇所（内 42 箇所は要水防ため池）あり、各土地改良区がその維持管理に当たっていることから、自然災害から人命、財産を守るため、「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ大阪府及び各土地改良区などと連携して必要な耐震対策の実施を促進する。 - また、ソフト対策として、大阪府と連携して、ため池ハザードマップの作成や、住民周知及び活用を働きかける。		
	目 標		
現 状 （未記載の場合平成 29 年）		2018～2022 年度 （平成 30～令和 4 年度）	2023～2027 年度 （令和 5～9 年度）
○耐震診断の完了箇所（15 箇所）		○対象ため池耐震診断の実施（17 箇所）	⇒
○ため池ハザードマップの作成済み箇所（1 箇所）		○ため池ハザードマップ作成（2 箇所）	⇒
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-5①（平成 28 年 3 月）	

② 下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進（下水道整備課）※取組内容等は 1-4①に記載

③ 住民との協働による土砂災害への備え（危機管理課、都市計画課）

取組	- 本市では、大阪府が指定した「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を対象に、住民の参画も得ながら地区別ハザードマップ（土砂災害編）を作成しており、引き続き、土砂災害危険箇所や避難所、避難経路などの周知と迅速かつ的確な避難活動に結びつくよう避難訓練の実施を促進する。 - また、土砂災害特別警戒区域内に位置する不適格建築物について、移転や補強等の実施を促進し被害の軽減・防止に努める。		
	目 標		
現 状 （未記載の場合平成 29 年）		2018～2022 年度 （平成 30～令和 4 年度）	2023～2027 年度 （令和 5～9 年度）
○土砂災害ハザードマップ 大木地区＜（下大木）、（中大木・上大木）、（犬鳴山温泉）＞、南中岡本地区、上之郷地区、土丸地区			
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-5③（平成 28 年 3 月）	

④ 山地災害対策の促進（農林水産課）

取組	- 本市は、大阪府と連携し、保安林を対象として、土砂の流出防止、土砂の崩壊防止等の、森林の防災機能を高めることを目的に、治山ダムの整備や荒廃森林における間伐等の森林整備を計画的にすすめていく。 - 近年、局地的な集中豪雨が多発し、市内でも山地災害や流木災害による被害の拡大が懸念されていることから、大阪府と連携し、下流に保全対象が多く危険度が高い溪流を対象として山地災害対策、流木対策などの予防的対策を推進する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	—	計画的な森林整備と、災害 予防対策の推進	
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-5④（平成 28 年 3 月）	

⑤ 風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断・伝達（危機管理課）

取組	・内閣府及び消防庁においては平成 28 年度に「避難勧告等に関するガイドライン」が改訂され、迅速な避難行動に結びつくよう「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難指示」が「避難指示（緊急）」へと名称が変更されたことを踏まえ、本市の避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルについても最新の知見を反映できるよう適宜見直しを行う。 ・避難勧告等に関する情報を迅速・的確に住民等へと伝達するため、防災行政無線（移動系）を整備する。 ・また、高齢者世帯などに的確に「避難準備・高齢者等避難開始」に関する情報が的確に伝わるよう戸別受信機の設置などについて検討する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
		○避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成（平成 27 年 10 月）	
	○防災行政無線（同報系）の整備 ○早期避難行動の実施が望まれる施設等への戸別受信機の設置 ○防災行政無線（移動系）の整備		
関連計画		避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成（平成 27 年 10 月作成） 泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正）	

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- ① ため池の防災・減災対策の促進（農林水産課） ※取組内容等は 1-5①に記載
- ② 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達（危機管理課） ※取組内容等は 1-3③に記載
- ③ 堤外地の事業所等の津波避難対策の促進（危機管理課、教育総務課） ※取組内容等は 1-3⑤に記載
- ④ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（危機管理課） ※取組内容等は 1-3⑦に記載
- ⑤ 学校における児童生徒の防災意識の向上（学校教育課）

取組	・ 児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、自然災害を想定した避難訓練を実施する。	
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○地域の実態に応じた避難訓練の実施 ・自然災害を想定した避難訓練実施率 小学校（100%） 中学校（100%）	⇒	⇒
関連計画	大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-6⑤（平成 28 年 3 月）	

⑥ 「逃げる」ための防災訓練等の実施（危機管理課）

取組	・ 地震発生時に、市民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・大阪府や防災関係機関等と連携し、防災訓練を充実し、市民の防災意識の向上を図る。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○「市民防災の日」の訓練開催 ○草の根防災訓練 31 回（平成 28 年度） ○大阪 880 万人訓練の開催	○大阪府や防災関係機関等と連携した訓練の実施	⇒
関連計画		大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-5⑧（平成 2 8 年 3 月）	

- ⑦ 「避難行動要支援者」支援の充実（危機管理課、地域共生推進課） ※取組内容等は 1-1⑫に記載

⑧ 医療施設・社会福祉施設の避難体制の確保（危機管理課、健康推進課）

取組	・医療施設利用者や社会福祉施設入所者や通所サービス等の施設利用者が、津波や河川氾濫等による浸水及び土砂災害などから、迅速かつ円滑に避難できるよう災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を当該区域内の当該施設及びサービス提供事業所に働きかける。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○土砂災害警戒区域内の要配慮者施設 社会福祉施設（5 施設） 学校（1 施設） 医療施設（1 施設）	○対象施設の事業者等に避難確保計画の作成を働きかける	⇒
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正）	

⑨ 在住外国人への防災情報の提供（危機管理課） ※取組内容等は 1-1⑬に記載

⑩ 外国人旅行者の安全確保（危機管理課、まちの活性課）

取組	・本市には、関西国際空港があり、その乗り継ぎ駅ともなりりんくうタウン駅、南海泉佐野駅、JR 日根野駅等が位置するため、災害発生時に観光等で来訪している外国人が、その安全を確保できるよう、大阪府や鉄道事業者などとも連携を図り、情報提供や避難誘導方法等について検討を行い、必要な整備を図る。 ・関係団体と連携し、訪日外国人や在住外国人等の視点から提供が望まれる防災情報などについて検証を行う。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○ハザードマップ等の多言語版（英語・中国語・韓国語）の作成及び公表（平成 26 年）	○避難所における多言語避難所会話シートの設置等	⇒
	—	○訪日外国人に対する災害情報提供の充実	⇒
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-5⑭（平成 28 年 3 月）	

⑪ 豪雨時の市道アンダーパス部における注意喚起（道路公園課） ※取組内容等は 1-4②に記載

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（道路公園課）

取組	＜緊急交通路の未整備区間の整備と通行機能確保＞ - 円滑な防災・減災活動の展開や迅速な復旧・復興活動を支える交通路の多重性や代替機能の確保及び防災拠点や交通結節拠点へのアクセス等向上、隣接市町間連携の強化を図るため広域緊急交通路や鉄道主要駅と一体となって機能すべく地域緊急交通路（16路線）を選定し道路建設や改良等整備を計画的に進めてきており、未整備である3路線（泉佐野土丸線、熊取駅西線、熊取駅西1号線）の整備を推進する。 - 地域緊急交通路として新たに新家田尻線・（仮称）樫井南部公園線を指定し、防災拠点である泉佐野南部公園への緊急交通路としての整備を推進する。また、防災活動展開の東西交通軸となる笠松末広線を地域緊急交通路（予定）として整備を推進する。さらに、広域緊急交通路の阪和自動車道を補完する道路として期待できる（仮称）京奈和関空連絡道路の整備を推進する。 ＜無電柱化の推進＞ - 地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、「大阪府電線類地中化マスタープラン」において位置付けられた「優先して地中化すべき地域」のうち、広域緊急交通路及び地域緊急交通路に指定された路線、区間について、無電柱化を推進する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○地域緊急交通路の整備率 (81% (13 路線/16 路線))	○地域緊急交通路の整備率 (94% (15 路線/16 路線))	○地域緊急交通路の整備率 (100%)
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-2-1②（平成 28 年 3 月）	

- ② 迅速な道路啓開の実施（道路公園課）

取組	本市は、地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、指定緊急交通路の迅速な道路啓開^(注)による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証を行い道路啓開体制等の充実を図る。 (注)道路啓開：被災地との緊急輸送を確保するため、最低 1 車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	—	○国、府と連携し、地元建設業者の協力体制の確立に向けた検討	○地元建設業者の協力体制の確立、非常時の役割に関する協定締結
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正）	

③ 医薬品、医療用資器材の供給不足への備え（健康推進課）

取組	本市では、災害発生時に必要となる医薬品等の早期確保につながるよう、医師会及び歯科医師会、薬剤師会との連携強化を図るとともに、関係事業者等との協定締結を促進する。		
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標		
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)	
○災害時の医療救護に関する協定 (医師会、歯科医師会、薬剤師会) (平成 28 年 5 月)	○関係事業者等との協定締結の検討		⇒
関連計画	大阪府強靱化地域計画Ⅱ-2-1④ (平成 28 年 3 月)		

④ 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の充実（危機管理課）

取組	本市では、被災者支援に資するよう大阪府が策定した「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」に基づいて、必要備蓄量の目標設定と備蓄品の充実、備蓄倉庫の整備を進めるとともに、多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するため各種協定締結などに努める。		
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標		
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)	
○指定避難所の備蓄倉庫数 10 箇所	30 箇所		
○食料等の確保・集配などに関する協定締結数 (5 件－6 企業・団体等)			
○必要備蓄量の充足率 (アルファ化米 62%、高齢者用食 37%、毛布 35%) (平成 28 年度)	アルファ化米 100%、高齢者用食 100%、毛布 100%		
関連計画	泉佐野市地域防災計画 (令和 2 年 4 月修正) 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-2-1⑤ (平成 28 年 3 月)		

⑤ 市有建築物の耐震化（全課） ※取組内容等は 1-1⑤に記載

⑥ 水道の早期復旧及び飲料水の確保（危機管理課・水道工務課）

取組	＜水道の早期復旧＞ - 本市では、大阪広域水道企業団とも連携を図り、水道施設・管路の更新・耐震化等を計画的に実施するとともに、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を促進する。 - また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携を強化するとともに、これらの取組みにより、被害想定公表時に全面復旧には最長発災後 40 日^{（注）}まで要するとした復旧期間について、30 日以内までの短縮をめざす。 ＜飲料水確保＞ - 地震発生後の水道断水地域における飲料水については、本市上下水道局が設置する仮設給水栓等や大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓^{（注）}」の活用、府・市等の備蓄及び支援物資の供給により対応を図る。 （注）最長発災後 40 日：「大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」において、上水道について「発災約 40 日後にほとんどの断水が解消」と想定されている。 （注）あんしん給水栓：地震等による災害により水道施設が被害を受け、給水が停止した場合、生活用の飲料水や医療用水等を応急給水するための施設で、大阪広域水道企業団の送水管上に設置されているもの。		
	現 状 （未記載の場合平成 29 年）	目 標	
		2018～2022 年度 （平成 30～令和 4 年度）	2023～2027 年度 （令和 5～9 年度）
	○基幹管路耐震適合率 71%	81%	89%
	○浄水施設耐震化率 20%	30%	40%
○配水池耐震化率 93%	100%		
○未広公園に飲料水兼用型耐震性貯水槽を設置（平成 10 年度）			
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-2-1⑦（平成 28 年 3 月）		

⑦ 生活用水などの確保（教育総務課・スポーツ推進課）

取組	・ 指定避難所となっている各学校においては、学校プールの整備にあわせて、貯水を飲料・生活用水として活用できるよう浄水型プールを設置する。	
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○浄水型学校プールの設置数 (0 箇所)	11 箇所	6 箇所
関連計画	大阪府強靱化地域計画Ⅱ-2-1⑧ (平成 2 8 年 3 月)	

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（道路公園課） ※取組内容等は 2-1①に記載
- ② 迅速な道路啓開の実施（道路公園課） ※取組内容等は 2-1②に記載
- ③ 土砂災害等に備えた避難場所、避難所等の確保（危機管理課）

取組	本市の約 4 割は急峻な地形を有する和泉山脈が占めており、土砂災害やそれによって居住地区が孤立するおそれがあり、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所等を勘案しつつ、通信の確保及び防災備蓄倉庫や避難施設、消防団車庫などの防災拠点施設の適正配置を図る。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○孤立化が想定される大木地区の対策 ○防災行政無線（移動系）の整備	○大木地区防災拠点施設の整備 ○土丸地区防災拠点施設の整備	
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正）	

2-3 警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ① 消防団の機能強化（危機管理課） ※取組内容等は 1-1⑪に記載
- ② 自衛隊等の広域支援部隊との連携強化による受援力の向上（危機管理課、教育総務課）

取組	- 広域部隊受入れ、活動拠点において、広域部隊等が災害支援活動を円滑に行えるよう、自衛隊、消防などの防災関係機関とも連携を図りながら諸施設の整備を進める。 - 地震発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の「道しるべ」となるよう、学校等の屋上に上空から視認できる大きな文字、いわゆるヘリサインの整備を促進していく。 - 山間部、平野部及び沿岸部に 1 か所ずつ災害時用臨時ヘリポートを選定していたが、民有地の利用形態変更により廃止となった沿岸部のヘリポート設置を推進する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○応援部隊受入れ、活動拠点として未広公園、市総合文化センターを指定 ○ヘリサイン整備箇所（0 箇所） ○防災関係機関 O B 職員の採用（2 名）	○小中学校のヘリサイン整備を屋上防水工事時に整備検討	⇒
	・山間部及び平野部に 1 か所ずつ災害時用臨時ヘリポートを選定	○沿岸部へのヘリポート設置を推進	⇒
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-2-3⑤（平成 28 年 3 月）	

- ③ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上（危機管理課） ※取組内容等は 1-1⑰に記載

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- ① 迅速な道路啓開の実施（道路公園課） ※取組内容等は 2-1②に記載

- ② 災害拠点病院等における燃料確保の促進（健康推進課）

取組	・本市は、災害発生後に、市内の災害拠点病院、災害医療協力病院に燃料等が適切に供給されるよう大阪府とも連携し病院 BCP（事業継続計画）の策定などを促進する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○災害拠点病院（地域災害拠点病院）及び市町村災害医療センター【りんくう総合医療センター】 ○災害医療協力病院【医療法人亀廣記念医学会関西サナトリウム、佐野記念病院、りんくう総合医療センター】	○病院 BCP の作成促進	
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-2-5①（平成 2 8 年 3 月）	

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- ① 帰宅困難者対策の充実（危機管理課、まちの活性課）

取組	・本市は、大阪府、市内事業者、関係機関と連携して地震発生後に、帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧されるりんくうタウン駅や泉佐野駅、日根野駅及び駅周辺の混乱防止策や一斉帰宅の抑制により事業所にとどまった利用者や従業員等を安全に帰宅させるための帰宅支援に関する対策を検討する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドラインの周知（大阪府、平成 26 年度）	○主要事業所等における帰宅困難者対策マニュアル等の作成の啓発	⇒
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-2-5①（平成 2 8 年 3 月）	

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- ① 医療施設・社会福祉施設の耐震化・耐災化（地域共生推進課、健康推進課、都市計画課） ※取組内容等は 1-2④に記載
- ② 医薬品、医療用資器材の供給不足への備え（健康推進課） ※取組内容等は 2-1③に記載
- ③ 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市指定）等の通行機能の確保（道路公園課） ※取組内容等は 2-1④に記載
- ④ 迅速な道路啓開の実施（道路公園課） ※取組内容等は 2-1②に記載

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施（健康推進課、道路公園課）

取組	・本市は、大阪府泉佐野保健所等とも連携を図り、地震発生後に、被災地域における感染症の拡大を抑えるため、感染症の発生状況及び動向調査の実施や必要と認めたときは健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう防疫活動体制及び関連資機材の充実に努める。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○保健所との連携による感染症対策の周知	⇒	⇒	
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-2-7②（平成 2 8 年 3 月）		

② 下水道（污水）施設の整備及び老朽化対策の推進（下水道整備課、道路公園課、総務課）

取組	・大規模地震により管路が損壊され汚水の適切な処理が行えなくなると、都市の公衆衛生環境の悪化はもとより、トイレ利用を控えることによる健康被害の拡大、企業の操業停止期間の長期化なども懸念され、災害時においても公衆衛生の保全、トイレの使用環境の確保などができるよう、公共下水道（汚水）の整備済み区域の拡大、必要に応じて既設下水管の耐震補強や老朽下水道管の更新を図る。また、公共下水道の汚水管が整備されている指定避難所等にマンホールトイレの整備を図る。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○公共下水道（汚水）の整備済み区域の拡大		○公共下水道(汚水)の整備済み区域の拡大、必要に応じて既設下水管の耐震補強や老朽下水道管の更新	⇒
○避難所等におけるマンホールトイレの設置（0 箇所）		1 箇所（道路公園課）	20 箇所（下水道整備課） 1 箇所（総務課）
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正）	

個別事業一覧（避難所等におけるマンホールトイレの設置）

事業概要	事業名	事業期間	個別事業内容	計画予定及び該当箇所	備考
○学校施設 避難所	避難所等におけるマンホールトイレの設置	令和 6～9 年度	マンホールトイレの設置	R6 第一小学校、日新小学校、北中小学校、長坂小学校、第三中学校、佐野中学校 R7 第二小学校、第三小学校、府立佐野工科高等学校 R8 佐野台小学校 R9 末広小学校	学校施設環境改善交付金事業

事業概要	事業名	事業 期間	個別事業内容	計画予定及び該当箇所	備考
○学校施設 以外の避難 所等	避難所等 におけるマン ホールトイレの 設置	令和 5 ～ 8 年 度	マンホールトイレの 設置	R 5 末広公園、健康増進セ ンター R 6 生涯学習センター、南部 市民交流センター R 7 北部市民交流センター 本館、北部市民交流センター 青少年分館、北部市民交流 センター体育分館、市青少年 課事務所、佐野公民館 R 8 泉佐野市役所	

③ 生活ごみの適正処理（環境衛生課）

取組	- 地震発生後に被災地域の衛生状態を維持するため、泉佐野市田尻町清掃施設組合の施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われるよう、広域的な応援要請や応援活動の調整を行い、適正処理を支援するため、他市町等、関係機関との連携体制の充実を図る。 - 泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市、田尻町から成る一部事務組合）において、災害に強い施設であることを整備基本方針の一つとして、令和 14 年度の供用開始を目指して、新ごみ処理施設（エネルギー回収推進施設・マテリアルリサイクル推進施設）の整備を進める。（泉佐野市・田尻町・熊取町地域循環型社会形成推進地域計画 P24～P25 参照）		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
		○一般廃棄物（ごみ）処理に係る協定締結（1 件）	○他県の自治体との協定締結の検討
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-2-7⑤（平成 28 年 3 月）	

個別事業（泉佐野市田尻町清掃施設組合）

事業概要	事業名	事業 期間	個別事業内容	具体的な取り組みの参照先、 該当箇所	備考
○ごみ処理 施設の整備	新ごみ処理施 設整備事業	令和 9 年度 ～14 年度	令和 14 年度供用開始を目指して、 新ごみ処理施設（エネルギー回収 推進施設・マテリアルリサイクル推進 施設）の整備を進める。	泉佐野市・田尻町・熊取町地 域循環型社会形成推進地域 計画 P24～P25 参照	環境省

④ ご遺体の適切処置（環境衛生課）

取組	・本市は、「大阪府広域火葬計画」（H11.4 策定）に基づき、地震発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行えるよう、葬祭関係団体との連携を図る。		
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標		
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)	
○周辺市町担当部局との連携により広域火葬体制の確保 ○遺体安置所の候補施設（1 箇所選定済み） ○葬祭関係団体との協定締結（2 団体）			
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-2-7⑥（平成 28 年 3 月）		

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 役所機能の機能不全

① 市役所等の耐災化の推進（危機管理課、総務課、政策推進課）

取組	・災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、本庁舎及び災害時の代替施設である泉佐野市総合文化センター、泉州南広域消防本部泉佐野消防署、未広備蓄倉庫の耐災化及び執務環境の確保を推進する。 ・また、災害時における電力確保の多元化を図るため太陽光発電等の拡充に取組むとともに、市役所等の早期復旧を図るべく民間事業者等との協定を締結する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○本庁舎は耐震化完了 ○代替施設は新耐震基準の建築物 ○電気関係団体と「災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定」締結（平成 28 年）		
	○本庁舎の発電設備使用可能時間 9 時間	○発電設備使用可能時間の延長策の検討	
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 泉佐野市業務継続計画（平成 28 年 7 月） 第 2 期泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和 3 年 3 月)	

② 防災情報の収集・伝達（危機管理課、総務課）

取組	・本市は、防災行政無線（固定系）、（移動系）及び災害時優先電話、災対本部室電話回線を確保してきており、今後は、各通信機器使用法の周知とともに通信手段の充実を図る。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○防災行政無線（固定系）73 回線で非常電源 72 時間対応 ○防災行政無線（移動系）50 回線（携帯 109、車載 7、半固定 2、可搬 2） ○災害時優先電話（8 回線） ○災対本部室電話回線（20 回線）	○J アラート（全国瞬時警報システム）機器の更新 ○避難所への無線 LAN 環境整備の検討 ○通信機器使用方法のマニュアル化検討	
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 泉佐野市業務継続計画（平成 28 年 7 月）	

③ メディアとの連携強化などによる伝達手段の多重化・多様化（危機管理課）

取組	・本市は、大阪府との連携によって地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、市民に正確に伝えるため、メディアとの連携体制の充実強化を図る。		
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標		
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)	
○放送局と「災害時等の緊急放送における協定」締結（平成 26 年）			
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-3-3②（平成 28 年 3 月）		

④ 業務継続計画及び復興計画の策定（危機管理課、都市計画課）

取組	・本市では、泉佐野市業務継続計画について、災害に関する最新知見なども踏まえ適宜見直しを実施し、災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続体制の充実を図る。 ・本市は、大阪府が作成する被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するための復興計画策定マニュアルなどを踏まえ、復興計画^(注)の検討を進める。 (注)復興計画：大規模な災害により甚大な被害が発生し、生活基盤や都市機能等が喪失した場合、従前の状態に復旧させるだけでなく、中長期的な展望を見据え新たな視点等を踏まえて策定される計画のこと。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○業務継続計画の策定（平成 28 年）	○復興計画策定の手順等のマニュアルの作成検討	
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 泉佐野市業務継続計画（平成 28 年 7 月） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-3-3③（平成 2 8 年 3 月）		

⑤ 災害時の職員初動対策の向上（危機管理課）

取組	・本市は、大規模災害時に各職員が迅速かつ確かな初動対策が行えるよう、災害対応マニュアルに基づき訓練等を開催し、適宜、災害対応マニュアルの充実を図る。		
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標		
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)	
○災害対応マニュアルの作成（平成 28 年） ○各部局による訓練等の実施（1 回／年）			
○各部局による訓練等の実施（1 回／年）			
関連計画	○各部局による訓練等の実施（1 回／年） ⇒		
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 災害対応マニュアル（平成 28 年 7 月）		

3-2 行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ① 市有建築物の耐震化（全課） ※取組内容等は 1-1⑤に記載
- ② 災害時の職員初動対策の向上（危機管理課） ※取組内容等は 3-1⑤に記載
- ③ 特定大規模災害からの復旧事業に係る大阪府の代行（危機管理課）

取組	・本市は、円滑かつ迅速な復興に向けて、大阪府と特定大規模災害^(注)における市の復旧事業に係る大阪府の代行手続きについて協議を図る。 (注)特定大規模災害：極めて激甚な災害であって、災害応急対策を推進するために政府に緊急災害対策本部が設置されたもの。東日本大震災において初めて設置された。	
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度) 2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	—	○大阪府と特定大規模災害における市の復旧事業に係る大阪府の代行手続きについて協議
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-3-4①（平成 28 年 3 月）	

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ① 防災情報の収集・伝達（危機管理課、総務課） ※取組内容等は 3-1②に記載

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ① メディアとの連携強化などによる伝達手段の多重化・多様化（危機管理課） ※取組内容等は 3-1③に記載

5. 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

① 市内企業における事業継続計画(BCP)等の作成（まちの活性課）

取組	・大規模自然災害発生後に各企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、大阪府と連携し、地域経済団体や中小企業組合等に対して、BCP/BCM 策定支援セミナーの開催等の周知・啓発を促進する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○BCP 等策定支援セミナーなどの周知	⇒	⇒
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-5-1①（平成 28 年 3 月）	

② 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（道路公園課） ※取組み内容は 2-1①に記載

5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① 石油コンビナート等防災対策（危機管理課）

取組	・本市は、大阪府と連携し「大阪府石油コンビナート等防災計画（注）」に基づき、特定事業者（注）において、油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置、スロッシング（注）による溢流対策や津波による移動の可能性がある危険物タンクからの油類流出抑制のための自主管理油高（上限及び下限）の運用の見直し、津波避難計画の作成・修正及び防災訓練の充実等の取組みを進める。		
	（注）大阪府石油コンビナート等防災計画：石油コンビナート等災害防止法に基づき指定された特別防災区域（関西国際空港地区、他 3 地区）において、同法に基づき、コンビナート災害の予防対策及び応急活動などに必要な事項、業務を定めたもの。大阪府、関係市町、国、警察、消防機関、事業所等が対応すべき防災関係業務を予め定めている。		
	（注）特定事業者：石油コンビナート等特別防災区域において、石油・高圧ガス等を一定量以上、取扱い、貯蔵または処理する事業所を設置している事業者。		
	（注）スロッシング：石油タンクなどの容器内の液体が、比較的長い周期の地震動によって揺れ動くこと。		
現 状 （未記載の場合平成 29 年）		目 標	
		2018～2022 年度 （平成 30～令和 4 年度）	2023～2027 年度 （令和 5～9 年度）
○海上流出油防除協力協定を締結（昭和 60 年）			
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-5-2①（平成 28 年 3 月）	

5-3 食糧等の安定供給の停滞

① 被災農地等の早期復旧支援（農林水産課）

取組	・被災した農地や水路、ため池、農道等の農業用施設を迅速に再建・回復できるようにするため、復旧に向けた体制について再点検を行い、充実を図る。		
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標		
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)	
—	○農業用施設の復旧体制 の再点検		
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 災害対応マニュアル（平成 28 年 7 月）		

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

① ライフラインの確保（危機管理課）

取組	・災害時における電力確保の多元化を図るため太陽光発電等の拡充に取組むとともに、市役所等の早期復旧を図るべく民間事業者等との協定締結をする。 ・エネルギー供給源の多様化のため、コージェネレーションや再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を検討する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○電気関係団体と「災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定」締結（平成 28 年）		
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 第 2 期泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和 3 年 3 月)	

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ① 水道の早期復旧及び飲料水の確保（危機管理課・水道工務課） ※取組内容等は 2-1⑥に記載
- ② 生活用水などの確保（教育総務課・スポーツ推進課） ※取組内容等は 2-1⑦に記載

6-3 污水处理等の長期間にわたる機能停止

- ① 下水道（污水）施設の整備及び老朽化対策の推進（下水道整備課） ※取組内容等は 2-7②に記載
- ② し尿及び浄化槽汚泥の適正処理（危機管理課、環境衛生課）

取組	・地震発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレ（汲取り式）を設置する場合にも、市域におけるし尿等が適正に処理できるよう関係市町及び関係団体等との連携体制の充実に努める。 ・泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市、田尻町から成る一部事務組合）において、第一事業所（し尿処理施設）長寿命化総合計画に基づき、計画的に施設の管理補修、基幹改良工事を進めることにより、災害時の稼働にも備える。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定の締結（平成 25 年） ○災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定		
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正）	

- ③ 生活ごみの適正処理（環境衛生課） ※取組内容等は2-7③に記載

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

- ① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（道路公園課） ※取組内容等は2-1④に記載
- ② 鉄道施設の防災対策の促進（道路公園課） ※取組内容等は1-1⑮に記載
- ③ 迅速な道路啓開の実施（道路公園課） ※取組内容等は2-1②に記載
- ④ 道路・橋梁の長寿命化などの適正管理の実施（道路公園課）

取組	・地震発生後にも、緊急輸送道路や避難路としての機能が確保されるよう、市民とも連携し道路・橋梁の危険箇所の把握体制の構築に努めるとともに、危険性や緊急性を総合的に判断し、道路・橋梁等の適正管理を図る。		
	現 状 (未記載の場合平成29年)	目 標	
		2018～2022年度 (平成30～令和4年度)	2023～2027年度 (令和5～9年度)
	○橋梁長寿命化修繕計画の策定（平成26年4月） ○「まちレポ泉佐野おせちョ～」の運用による道路等危険箇所の把握（平成27年）	○橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の長寿命化	⇒
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和2年4月修正） 泉佐野市橋梁長寿命化修繕計画（平成26年4月） 泉佐野市公共施設等総合管理計画（平成29年2月）	

6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶

- ① 水道の早期復旧及び飲料水の確保（危機管理課・水道工務課） ※取組内容等は2-1⑥に記載
- ② 生活用水などの確保（教育総務課） ※取組内容等は2-1⑦に記載

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地等での複合災害の発生

- ① 密集市街地等対策（道路公園課） ※取組内容等は 1-1①に記載
- ② 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（文化財保護課） ※取組内容等は 1-1⑭に記載
- ③ 広域避難地等の確保（危機管理課、道路公園課）

取組	・本市では、大地震発生時などによって延焼火災が発生することが想定されることから、大火から身を守るために末広公園を広域避難地として指定し防災・減災機能の充実を図る。 ・また、洪水、地震、津波等の災害種別に応じて指定する指定緊急避難場所の適正配置を検討するとともに、市民への周知を図る。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○末広公園（8.9ha）を広域避難場所として指定 ○指定緊急避難場所 4 1 箇所（末広公園含む）（平成 28 年度）	○泉佐野南部公園の整備	
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正）	

- ④ 原子力事業所（原子力災害対策特別措置法第 2 条第 4 号事業所）の保安対策（危機管理課）

取組	・本市域に影響を及ぼすおそれのある原子力事業所は、京都大学原子炉実験所、原子燃料工業株式会社熊取事業所があり、本市は、地域防災計画（原子力災害対策）に基づき、平時より原子力防災専門官と密接な連携を図り、原子力災害対策を実施する。 ・また、市は、原子炉施設及び住民の安全確保に関する協定書第 7 条及び原子力関係施設及びその周辺住民の安全確保並びに公害防止に関する協定書第 8 条の規定に基づき、原子力事業者が行う、原子力災害の予防（再発防止を含む）のための措置が適切に行われているか確認する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	○地域防災計画（原子力災害対策）の作成（平成 28 年 7 月） ○市職員等によるモニタリング訓練の実施（原則 1 回／年） ○泉佐野市原子力問題対策協議の開催：（原則 1 回／年）	⇒	⇒
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正）	

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- ① 石油コンビナート等防災対策（危機管理課） ※取組内容等は 5-2①に記載
- ② 防潮堤の津波浸水対策（下水道整備課） ※取組内容等は 1-3①に記載
- ③ 水門等の点検、整備の推進（下水道整備課） ※取組内容等は 1-3②に記載
- ④ 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（道路公園課） ※取組内容等は 2-1①に記載

7-3 沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（道路公園課） ※取組内容等は 2-1①に記載
- ② 迅速な道路啓開の実施（道路公園課） ※取組内容等は 2-1②に記載

7-4 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ① ため池の防災・減災対策の促進（農林水産課） ※取組内容等は 1-5①に記載
- ② 下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進（下水道整備課） ※取組内容等は 2-7②に記載

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

- ① 石油コンビナート等防災対策（危機管理課） ※取組内容等は 5-2①に記載
- ② 有害物質（石綿）の拡散防止対策（環境衛生課）

取組	・本市は、地震発生時に建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、有害物質の周辺環境への拡散を防止するため、府による有害物質対策と連携協力し拡散防止を図る。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
		—	○解体業者等への適正処理に関する啓発の実施
関連計画		大阪府強靱化地域計画Ⅱ-7-5③（平成 2 8 年 3 月）	

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ① 山地災害対策の促進（農林水産課） ※取組内容等は 1-5④に記載

7-7 風評被害による地域経済等への甚大な影響

① 正しい情報発信（農林水産課、まちの活性課）

取組	・本市は、災害発生後に風評被害を防ぐため、国及び大阪府と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、特産品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。		
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標		
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)	
○大規模自然災害に伴う風評被害に対しては関係部局とともに情報収集に努め、対応策を検討する。	⇒	⇒	
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-7-7①（平成 2 8 年 3 月）		

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物の適正処理（危機管理課、環境衛生課、道路公園課）

取組	- 本市は、大阪府と連携し、速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等、予め検討する。 - 泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市、田尻町から成る一部事務組合）において、災害に強い施設であることを整備基本方針の一つとして、令和14年度の供用開始を目指して、新ごみ処理施設（エネルギー回収推進施設・マテリアルリサイクル推進施設）の整備を進める。（泉佐野市・田尻町・熊取町地域循環型社会形成推進地域計画 P24～P25 参照）		
	現 状 （未記載の場合平成29年）	目 標	
		2018～2022年度 （平成30～令和4年度）	2023～2027年度 （令和5～9年度）
	○ごみ一時保管場所候補地3箇所 ○災害廃棄物等の処理に関する基本協定締結	○泉佐野南部公園の整備 （ごみ一時保管場所候補地）	
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和2年4月修正）	

個別事業（泉佐野市田尻町清掃施設組合）

事業概要	事業名	事業 期間	個別事業内容	具体的な取組みの参照先、 該当箇所	備考
○ごみ処理施設の整備	新ごみ処理施設整備事業	令和9年度～14年度	令和14年度供用開始を目指して、新ごみ処理施設（エネルギー回収推進施設・マテリアルリサイクル推進施設）の整備を進める。	泉佐野市・田尻町・熊取町地域循環型社会形成推進地域計画 P24～P25 参照	環境省

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 迅速な道路啓開の実施（道路公園課） ※取組内容等は2-1②記載
- ② 業務継続計画及び復興計画の策定（危機管理課、都市計画課） ※取組内容等は3-1④に記載

8-3 避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 避難所の確保と運営体制の充実（危機管理課、道路公園課、生涯学習課）

取組	- 地震発生後に、被災者の避難生活を支援するため、避難者等の発生規模や指定避難所の施設設備等の老朽化や受入れ人数等についてあらかじめ評価し、必要な避難所指定や避難所受入れ体制を確保する。 - スムーズな避難所の開設・運営に向けて策定した「避難所運営マニュアル」に基づき、各種訓練等を実施する。		
	現 状 （未記載の場合平成29年）	目 標	
		2018～2022年度 （平成30～令和4年度）	2023～2027年度 （令和5～9年度）

○指定避難所 3 2 箇所（平成 27 年度） ○仮設住宅候補地 3 箇所（平成 27 年度） ○泉佐野市避難所運営マニュアル策定（平成 27 年 10 月） ○指定避難所等における各種訓練の実施 2 回／年	○泉佐野南部公園の整備（仮設住宅候補地） ○日根野公民館（指定避難所）の整備 ○（仮称）上之郷地区コミュニティセンター（指定避難所）の整備	
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正）

② 福祉避難所の確保（危機管理課、地域共生推進課、介護保険課、子育て支援課）

取組	・本市は、地震発生後に、居宅、避難所等では自立的生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所（二次的避難所）を確保する。 ・また、府と連携し民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を行う。 ・あわせて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を行う。	
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○福祉避難所 2 箇所	○福祉関係事業者等との協定締結の検討	
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 泉佐野市地域福祉計画（令和 3 年 3 月） 泉佐野市障害者計画（令和 3 年 3 月）	

③ 被災者の心のケア対策体制の充実（健康推進課）

取組	・本市は、泉佐野保健所や関係機関と連携を図り、地震発生時に、恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスや PTSD^(注) に対応するため、「こころのケア」を行うことができる人材の養成等、こころの健康に関する相談の実施体制を確保に努める。 (注) PTSD：心的外傷後ストレス障害。命の安全が脅かされるような出来事（天災、事故、犯罪、虐待等）によって強い精神的衝撃を受けることが原因で、著しい苦痛や、生活機能に支障をきたすストレス障害。	
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
—	○泉佐野保健所等と連携し、ケアを行う人材の養成や相談の実施体制確保に努める	⇒
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-8-3③（平成 28 年 3 月）	

④ 被災者の巡回健康相談等体制の充実（健康推進課）

取組	・本市は、府と連携し、地震発生後に避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等などにおいて、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。	
現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
	2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○市の保健師を対象とした健康危機管理研修への参加 1 回／年	○大阪府と連携し、健康危機管理研修への参加（年 1 回以上）	⇒

関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和2年4月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-8-3④（平成28年3月）
------	---

⑤ 災害時における福祉専門職等(災害派遣福祉チーム等)の受入れ体制の充実（地域共生推進課）

取組	本市は、地震発生後に、被災した市民の福祉ニーズに対応できるよう「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」との連携によって、福祉避難所（二次的避難所）の運営支援、福祉専門職の人員派遣（災害派遣福祉チーム等）やサービスに必要な福祉用具、資材等の供給、被災者の受入れ調整等を行うための受入れ体制の充実に努める。	
現 状 (未記載の場合平成29年)	目 標	
	2018～2022年度 (平成30～令和4年度)	2023～2027年度 (令和5～9年度)
—	○「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」との連携による、福祉専門職等の受入れ体制の充実	⇒
関連計画	大阪府強靱化地域計画Ⅱ-8-3⑤（平成28年3月）	

⑥ 災害ボランティアの充実（地域共生推進課）

取組	- 本市は、府と連携し、被災者支援等に活躍いただけるボランティアを事前に確保するため、現在実施中の大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」を周知し、拡充に努める。 - また、大阪府との連携により、ボランティア自身の安全を含め、適切に活動を行って頂けるようボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修実施など、マンパワーの実効性向上のための取組みを強化する。	
現 状 (未記載の場合平成29年)	目 標	
	2018～2022年度 (平成30～令和4年度)	2023～2027年度 (令和5～9年度)
○ボランティア登録者数 28 人	○「災害時におけるボランティア活動支援制度」の周知・拡充と災害ボランティアの研修実施	⇒
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和2年4月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-8-3⑦（平成28年3月）	

⑦ 応急仮設住宅の早期供給体制の整備（危機管理課、建築住宅課、道路公園課）

取組	被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について大阪府と連携して建設候補地の確保、平時より関連する民間団体との連携強化、「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等に向けた体制整備を行う。	
現 状 (未記載の場合平成29年)	目 標	
	2018～2022年度 (平成30～令和4年度)	2023～2027年度 (令和5～9年度)
○応急仮設住宅候補地（3箇所）	○泉佐野南部公園の整備（仮設住宅候補地）	
関連計画	泉佐野市地域防災計画（令和2年4月修正） 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-8-3⑧（平成28年3月）	

⑧ 被災農地等の早期復旧支援（農林水産課） ※取組内容等は5-3①に記載

⑨ 被災者の生活再建のための支援体制の充実（地域共生推進課、まちの活性課）

取組	- 本市は、地震発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、以下の被災者支援について、適切な措置を講じるための大阪府や関係機関との連携・協力体制を確保、点検しておく。 1) 被災者生活再建支援金の支給 - 被災者に対して、被災者生活再建支援制度に基づく支援金を支給し、その生活の再建を支援する。 2) 雇用機会の確保 - 国の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難者等に対する被災地域の実情に応じた雇用確保に努める。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○被災者生活再建支援制度などに関する各種説明会に参加 ○求職者の就職を支援するため、大阪労働局・ハローワーク等関係機関と連携しながら、求職者と企業のマッチングに取り組んでいる		○被災者生活再建支援金の支給にかかる申請書等の確認および府への送付に関する業務の実施体制の整備	⇒
		○被災者への適切な支援を講じるための連携・協力体制の確保、点検	⇒
関連計画		大阪府強靱化地域計画Ⅱ-8-3⑪（平成 28 年 3 月）	

⑩ 地域の中小企業者等の事業再開のための支援体制の充実（まちの活性課、農林水産課）

取組	・本市は、突発的な自然災害発生後に地域経済を迅速に再建・回復できるように適切な措置を講じるため、大阪府や関係機関との連携・協力体制の確保に努める。 1) 中小企業に対する災害時の金融支援措置 ・中小企業信用保険法の特例措置など国の信用補完制度における対応を踏まえ、災害により被害を受けた中小企業者の復興を支援するために適切な措置を講じる。 2) 被災農林漁業者の経営支援 ・地震災害で経営が悪化した農林水産事業者を支援するため、国の施策とも連携しながら、資金融資を行う金融機関に対し利子補給を行う。また、国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度を周知する。		
現 状 (未記載の場合平成 29 年)		目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
○国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度の周知		⇒	⇒
関連計画		大阪府強靱化地域計画Ⅱ-8-3⑫（平成 28 年 3 月）	

⑪ 業務継続計画及び復興計画の策定（危機管理課、都市計画課） ※取組内容等は 3-1 ④に記載

⑫ 中・高層建築物における災害リスクの周知（都市計画課）

取組	・大規模災害時には、中高層建築物においては停止したエレベーターや破損した上下水道管などの復旧に長期間を要する場合があることや、長周期地震などによって、室内の家具・什器等が倒壊・飛散することが懸念されるなど、固有の災害リスクについて周知し、自主的な防災・減災の取組みを促進する。		
	現 状 (未記載の場合平成 29 年)	目 標	
		2018～2022 年度 (平成 30～令和 4 年度)	2023～2027 年度 (令和 5～9 年度)
	—	○中・高層建築物における 固有の災害リスクの周知	⇒
関連計画		泉佐野市地域防災計画（令和 2 年 4 月修正）	

8-4 鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 迅速な道路啓開の実施（道路公園課） ※取組内容等は 2-1②記載
- ② 業務継続計画及び復興計画の策定（危機管理課、都市計画課） ※取組内容等は 3-1④に記載

VI. 計画の着実な推進に向けて

1. 計画の推進体制

本市の地域強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取組みは広範な各課の所掌にまかされます。

したがって、本計画の推進に当たっては、庁内に設置している「泉佐野市防災対策検討委員会」を中心とした全横断的な体制のもと、大阪府・国の関係組織、近隣市町村等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めていきます。

2. 計画の進捗管理

本市の地域強靱化に向けては、国の計画である「国土強靱化基本計画」、府の計画である「大阪府強靱化地域計画」と絶えず整合性を保つとともに、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要です、

そのためには、施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して取組みを推進していくとともに、新たな施策展開を図っていきます。



3. 施策の重点化

財政状況が厳しい中、限られた資源で効果的に強靱化を推進するためには、施策を重点的に行う必要があります。本市は、大阪湾岸に位置し、関西国際空港を有する国際都市であることから、津波浸水対策、外国人旅行者の安全対策及び交通機能確保対策に取り組むとともに、人命の保護や都市機能確保を図るため、下記の取組を重点的に推進します。

事前に備えるべき目標		必要な施策
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	道路の狭隘区間の改良、市有建築物の耐震化、市営住宅の長寿命化、自主防災組織活性化、消防団員数の増、地域の絆づくり登録者数の増、市場消防署の移設、有料老人ホーム等スプリンクラー設置促進、津波防御施設の閉鎖訓練の実施、都市浸水対策、老朽化したポンプ設備改築、雨水ポンプ場耐震化、市道の冠水注意喚起対策、ため池耐震診断、ため池ハザードマップ作成、防災訓練等の実施、外国人旅行者安全対策
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	地域緊急交通路の整備、指定避難所の備蓄倉庫整備、備蓄量の充実、水道基幹管路・浄水施設・配水池耐震化、浄水型プール設置、消防団車庫等防災拠点施設整備、ヘリポート設置、病院 BCP（事業継続計画）の作成促進、公共下水道(汚水)の整備、消防団員数の増（再掲）、市場消防署の移設（再掲）
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	Jアラート（全国瞬時警報システム）機器の更新、災害時の職員初動対策の向上のための訓練実施、市有建築物の耐震化（再掲）
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	Jアラート（全国瞬時警報システム）機器の更新（再掲）
5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない	地域緊急交通路の整備（再掲）
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	修繕計画に基づく橋梁の長寿命化、水道基幹管路・浄水施設・配水池耐震化（再掲）、浄水型プール設置（再掲）、公共下水道(汚水)の整備（再掲）、地域緊急交通路の整備（再掲）
7	制御不能な二次災害を発生させない	泉佐野南部公園の整備、津波防御施設の閉鎖訓練の実施（再掲）、地域緊急交通路の整備（再掲）、ため池耐震診断（再掲）、ため池ハザードマップ作成（再掲）、公共下水道(汚水)の整備（再掲）
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する	泉佐野南部公園の整備（再掲）

4. 本市の他の計画の見直し

本計画は、本市の地域強靱化に関する他の計画の指針として位置づけられるものですから、泉佐野市地域防災計画をはじめとする地域強靱化に関連する各計画においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時に併せて必要な検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

【別紙】 脆弱性評価結果

(目次)

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生	61
1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	64
1-3 大規模津波等による多数の死者の発生	65
1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	66
1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が 高まる事態	66
1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	67

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	68
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	69
2-3 警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	69
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	69
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	69
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	70
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	70

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 役所機能の機能不全	71
3-2 行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	71

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	72
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	72

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせ ない

5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下	73
5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	73
5-3 食糧等の安定供給の停滞	73

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、 燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止	74
---	----

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	74
6-3 汚水処理等の長期間にわたる機能停止	74
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態.....	74
6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶	75

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地等での複合災害の発生	76
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生.....	76
7-3 沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺.....	76
7-4 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	77
7-5 有害物質の大規模拡散・流出.....	77
7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大.....	77
7-7 風評被害による地域経済等への甚大な影響	77

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	78
8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	78
8-3 避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態	78
8-4 鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	79

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生

① 密集市街地等対策

- ・ 本市内の市街地には、有効幅員 3.5m未満の市道等により街区が形成されている密集市街地等が見られるため、地震発生時における倒壊や火災等の連担などによる被害拡大を防ぐため、道路の狭隘区間の改良などにより防災空間の確保を図ることが必要である。

② 準防火地域等の指定促進

- ・ 本市の指定建ぺい率 60%以上の区域面積に占める防火・準防火地域指定面積の割合は約 9%と低く、都市の不燃化を促進するため準防火地域等の指定拡大を検討することが必要である。
- ・ また、小規模な建築物の不燃化を促進するための地区計画等による誘導方策の検討が必要である。

③ 消防用水の確保対策

- ・ 地震発生時に、火災による被害軽減に資するよう、大阪府や関係団体等と連携して消防用水等の拡充に向けた取組みが必要である。

④ 防災農地の登録の促進

- ・ 地震発生時に、減災空間や避難地などとしての防災上の役割が期待できる農地について、大阪府及び関係団体等と連携して「防災農地^(注)」の登録制度の活用などを検討することが必要である。
- (注)防災農地：営農を通じて保全されている農地等で、災害時に防災空間として使用するもの。

⑤ 市有建築物の耐震化

- ・ 災害時に重要な機能を果たす建築物の割合が96%、市有建築物全体の割合 93%となっており、市民・利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため、引き続き耐震化に取り組むことが必要である。

⑥ 市営住宅の長寿命化及び適正管理の推進

- ・ 公営住宅等の内、今後、建替の検討が必要な戸数が占める割合が 40%(平成 27 年)であり、地震発生時に、入居者の生命、安全を確保し、住宅の被害を軽減するため、引き続き長寿命化対策に取り組むことが必要である。

⑦ 民間住宅・建築物の耐震化の促進

- ・ 各々の耐震化率は、住宅 83%（平成 27 年推計値）、多数の者が利用する建築物 91%（平成 28 年）、危険物の貯蔵等の用途に供する建築物 62%（平成 28 年）、緊急輸送路等を閉塞させるおそれのある建築物 89%（平成 28 年）であり、また、空き家も見られることから、木造住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化、空き家の適正管理などについて相互に施策の連携を図り働きかけることが必要である。

⑧ 住宅・建築物の液状化対策の普及啓発

- ・ 地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、大阪府においては府域の液状化の可能性マップが公表され、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会には府民相談窓口が設置されており、大阪府及び関係団体等と連携を図りながら確実な普及啓発の方策を検討する必要がある。

⑨ 災害に強い良質なマンション整備の周知

- ・ 大阪府と連携を図り、建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能な住宅や仕組みを普及させるための各種支援制度などについて周知する必要がある。

⑩ 地域における防災・減災力の向上

- ・ 本市の自主防災組織率は 90%（平成 28 年度）であり、加えて防災士登録者数 37 名（平成 29 年 1 月）、ジュニア防災検定受検（小学 4 年生）の実施など、地域における防災・減災力の向上に努めてきており、引き続き、災害時に、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるための取組みを実施することが必要である。

⑪ 消防団の機能強化

- ・ 泉佐野市消防団は、本団及び 5 分団、消防団員 150 名により組織しており、消防団車庫の耐震化率は 100%であり、消防団の機能強化を図るため、機能別消防団員の確保や防災資機材の充実、自主防災組織との連携強化などに取組むことが必要である。

⑫ 「避難行動要支援者」支援の充実

- ・ 本市の地域の絆づくり登録者数は 2,347 人（平成 28 年度）であり、今後は、高齢化等の一層の進行なども懸念されることから、地域ぐるみでの支援体制の充実に取組むことが必要である。

⑬ 在住外国人への防災情報の提供

- ・ 本市では、ハザードマップ等の多言語版（英語・中国語・韓国語）の作成及び公表（平成 26 年）を実施してきており、引き続き、大規模自然災害発生時に、在住外国人の安全を確保するため、災害時に必要とされる各種情報の充実に取組むことが必要である。

⑭ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発

- ・ 本市内の文化財に関する耐震基礎診断の実施状況は国指定 100%、府指定 0%、市指定 0%であり、防災訓練の実施は 1 回／年であり、今後は国・大阪府との連携により、文化財所有者等に対して文化財耐震診断や文化財保存活用計画の策定、消火設備等の設置・改修、防災訓練の実施などを働きかける必要がある。

⑮ 鉄道施設の防災対策の促進

- ・ 本市では、事業者と連携し、広域緊急交通路の通行機能を確保するため、空港連絡鉄道線高架橋の耐震化を図る必要がある。

⑯ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備

- ・ 本市では、市職員について、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を進めてきており、引き続き、被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、各判定士の養成や判定体制の充実を図る必要がある。

⑰ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上

- ・ 市内に位置する消防署等については、泉州南消防組合と連携し、老朽化が懸念される市場消防署の移設や常備消防力の向上にむけた消防設備の充実に取組むことが必要である。

⑮ 大規模盛土造成地マップの周知

- ・ 本市では、台風や大雨など災害発生の恐れがある場合に備え宅地防災パトロールを実施しており、今後は、災害の事前防止や被害の軽減につながるよう大規模盛土造成地に関する情報提供に取り組むことが必要である。

不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

① 市有建築物の耐震化（評価結果は 1-1⑤ に記載）

② 市営住宅の長寿命化及び適正管理の推進（評価結果は 1-1⑥ に記載）

③ 学校、保育所等の耐震化

- ・ 市立の小中学校、幼稚園、・保育所及び私立の幼稚園は耐震化率が 100%であるが、私立の保育所・認定こども園の耐震化率が 79%であるため、児童等の安全確保と建物被害を軽減するため耐震化を促進する必要がある。

④ 医療施設・社会福祉施設の耐震化・耐災化

- ・ 市内の病院の耐震化率は 73%、社会福祉施設等は 81%であり、入院患者や入所者の安全を確保し、病院・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため、耐震化を促進する必要がある。

⑤ 民間住宅・建築物の耐震化の促進（評価結果は 1-1⑦ に記載）

⑥ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（評価結果は 1-1⑭ に記載）

⑦ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（評価結果は 1-1⑯ に記載）

大規模津波等による多数の死者の発生

① 防潮堤の津波浸水対策

- ・本市には、南海トラフ地震発生に伴う液状化対策が必要な防潮堤が 0.6km あり、大阪府と連携し防潮堤の液状化対策や佐野川河口の津波浸水対策に取り組む必要がある。

② 水門等の点検、整備の推進

- ・本市では、防潮堤門扉の総合的な点検、整備を 1 回／年実施しているが、堤内地においては、防潮堤門扉（3-1 門扉）周辺に南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域が確認されるため、大阪府との連携によって災害発生予想時における開閉操作体制や点検、整備体制の充実が必要である。

③ 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達

- ・本市では、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル（平成 27 年 10 月）や津波・河川氾濫に対する避難計画（平成 28 年 7 月）を作成するとともに、防災行政無線（同報系、移動系）の整備を行ってきており、今後とも住民に避難勧告等を的確に伝達できるようマニュアル等の適宜見直しや、防災行政無線の操作の習熟などに取り組む必要がある。

④ 津波ハザードマップの作成・活用

- ・本市では、津波ハザードマップ（平成 26 年 2 月）を作成し、避難訓練を実施してきているが、りんくう公園のマーブルビーチなどについては、大阪府や公園管理者に対して避難計画の策定などを促進する必要がある。

⑤ 堤外地の事業所等の津波避難対策の促進

- ・津波発生時に堤外地にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、各事業所において津波避難計画の作成及びそれを活用した避難訓練の実施を促進する必要がある。
泉佐野食品コンビナートには、小学校給食センター、中学校給食センターの 2 施設が位置していることから津波浸水対策を検討する必要がある。

⑥ 船舶の津波対策の促進

- ・大阪府と連携を図り、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを取りまとめたガイドライン等を周知するとともに、関係機関、民間事業者と連携した訓練への参画が必要である。

⑦ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

- ・本市は大阪府及び府内市町村と連携し、自主防災組織リーダー育成研修を実施しており、引き続き受講機会を確保する必要がある。

⑧ 津波防御施設の閉鎖体制

- ・本市では、津波防御施設（水門・陸閘等）の現場操作員の安全を確保するため、大阪府と連携した訓練を 2 回／年実施しており、今後は、これら訓練結果を踏まえて操作・退避ルールの検証を行う必要がある。

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① 下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進

- ・ 本市の都市浸水対策の達成率は、15.3%（平成 26 年度末）であり、引き続き、下水道雨水管渠や雨水ポンプの整備、老朽化しているポンプ設備の改築、雨水ポンプ場（土木・建築・設備）の耐震化などを推進する必要がある。
- ・ 佐野川及び見出川、樫井川については、時間雨量 50 ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも 65 ミリ程度で床上浸水を発生させない対策の実施が必要である。

② 豪雨時の市道アンダーパス部における注意喚起

市内の市道アンダーパス部には、水注意喚起対策の実施が必要な箇所が 5 箇所あり、引き続き注意喚起対策を実施する必要がある。

風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態

① ため池の防災・減災対策の促進

- ・ 本市域には、ため池が 80 箇所（内 42 箇所は要水防ため池）あり、各土地改良区がその維持管理に当たっているが、耐震診断の完了は 15 箇所、ため池ハザードマップの作成済みは 1 箇所となっていることから、大阪府及び各土地改良区などと連携して必要な耐震対策の実施やハザードマップの作成を促進する必要がある。

② 下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進（評価結果は 1-4① に記載）

③ 住民との協働による土砂災害への備え

- ・ 本市では、土砂災害から人命を守るためハザードマップを作成しており、迅速かつ的確な避難活動に結びつくよう避難訓練の実施を促進する必要がある。
- ・ 土砂災害特別警戒区域内に位置する不適格建築物について、移転や補強等の実施を促進する必要がある。

④ 山地災害対策の促進

- ・ 局地的な集中豪雨による山地災害の発生による被害の拡大が懸念されているため、大阪府と連携し山地災害復旧対策に加え、予防的対策の実施が必要である。

⑤ 風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断・伝達

- ・ 本市では、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル（平成 27 年 10 月）を作成するとともに、防災行政無線（同報系、移動系）の整備、早期避難行動の実施が望まれるな施設等への戸別受信機の設置を行ってきており、引き続きマニュアルの適宜見直しや、高齢者世帯への戸別受信機の設置などが必要である。

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- ① ため池の防災・減災対策の促進（評価結果は 1-5① に記載）
- ② 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達（評価結果は 1-3③ に記載）
- ③ 堤外地の事業所等の津波避難対策の促進（評価結果は 1-3⑤ に記載）
- ④ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（評価結果は 1-3⑦ に記載）
- ⑤ 学校における児童生徒の防災意識の向上
 - ・ 本市では、自然災害を想定した避難訓練を小中学校で実施しており、引き続き、児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう避難訓練を実施することが必要である。
- ⑥ 「逃げる」ための防災訓練等の実施
 - ・ 本市では、「市民防災の日」や大阪 880 万人訓練に加え、草の根防災訓練を実施してきており、引き続き、大阪府や防災関係機関等と連携した防災訓練を実施することが必要である。
- ⑦ 「避難行動要支援者」支援の充実（評価結果は 1-1⑫ に記載）
- ⑧ 医療施設・社会福祉施設の避難体制の確保
 - ・ 本市では、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設として社会福祉施設が 5 施設、学校が 1 施設、医療施設が 1 施設あり、災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を促進する必要がある。
- ⑨ 在住外国人への防災情報の提供（評価結果は 1-1⑬ に記載）
- ⑩ 外国人旅行者の安全確保
 - ・ 本市では、ハザードマップ等の多言語版（英語・中国語・韓国語）を作成（平成 26 年）しているが、市内には関西国際空港があり、その乗り継ぎ駅ともなるりんくうタウン駅、南海泉佐野駅、J R 日根野駅等が位置するため、大阪府や鉄道事業者などとも連携を図り、災害情報等の提供方策などについて検討する必要がある。
- ⑪ 豪雨時の市道アンダーパス部における注意喚起（評価結果は 1-4② に記載）

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保

- ・ 市が選定している地域緊急交通路の整備率は 81%であり、救命救助活動や支援物資の輸送が災害時にも円滑に実施できるよう、電柱倒壊による道路閉塞を防止するための無電柱化などの取組みとあわせて整備を推進することが必要である。

② 迅速な道路啓開の実施

- ・ 大規模地震が発生した場合は、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、各道路管理者や地元建設業者との協力体制の確立が必要である。

③ 医薬品、医療用資器材の供給不足への備え

- ・ 本市では、災害時の医療救護に関する協定（医師会、歯科医師会、薬剤師会）（平成 28 年 5 月）を締結しているが、引き続き医薬品等の早期確保につながるよう関係事業者等との協定締結を検討する必要がある。

④ 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の充実

本市では、指定避難所に備蓄倉庫を 10 箇所設けるとともに、食料等の確保・集配などに関する協定締結をすすめており、引き続き、備蓄品の充実や備蓄倉庫の整備、調達・確保体制の充実などに取組むことが必要である。

⑤ 市有建築物の耐震化（評価結果は 1-1⑤ に記載）

⑥ 水道の早期復旧及び飲料水の確保

- ・ 本市における配水池耐震化率は 93%、基幹管路耐震適合率は 71%、浄水施設耐震化率は 20%であり、大阪広域水道企業団とも連携を図り、引き続き、水道施設・管路の更新・耐震化や早期復旧に向けた体制の充実等を計画的に実施する必要がある。
- ・ 地震発生後の水道断水地域において飲用水が迅速に確保できるよう、整備充実に取組む必要がある。

⑦ 生活用水などの確保

- ・ 地震発生時に、生活用水の確保を図るため指定避難所となっている各学校の学校プールの貯水の活用を検討することが必要である。

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）
- ② 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）
- ③ 土砂災害等に備えた避難場所、避難所等の確保
 - ・ 本市の約 4 割は急峻な地形を有する和泉山地が占めており、土砂災害等によって居住地区が孤立するおそれがある大木地区などについては、防災拠点施設等の整備を検討する必要がある。

警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ① 消防団の機能強化（評価結果は 1-1⑪ に記載）
- ② 自衛隊等の広域支援部隊との連携強化による受援力の向上
 - ・ 本市では、応援部隊受入れ、活動拠点として末広公園、市総合文化センターを指定するとともに、防災関係機関 O B 職員を採用するなど、受援力の向上に努めているが、今後は関係機関との連携によって諸施設の耐災化や防災ヘリコプター等の適正誘導に資するヘリサインの整備などを検討する必要がある。
- ③ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上（評価結果は 1-1⑰ に記載）

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- ① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）
- ② 災害拠点病院等における燃料確保の促進
 - ・ 本市では、災害拠点病院（地域災害拠点病院）及び市町村災害医療センターとして「りんくう総合医療センター」が選定され、災害医療協力病院として「医療法人亀廣記念医学会関西サナトリウム、佐野記念病院、りんくう総合医療センター」が選定されており、大阪府とも連携して病院 BCP（事業継続計画）の策定などを促進する必要がある。

想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- ① 帰宅困難者対策の充実
 - ・ 本市には、大規模災害時に帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧されるりんくうタウン駅や泉佐野駅、日根野駅などが位置していることから、事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドラインを周知するとともに、関係事業者における対策マニュアルの作成などを促進する必要がある。

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- ① **医療施設・社会福祉施設の耐震化・耐災化（評価結果は 1-2④ に記載）**
- ② **医薬品、医療用資器材の供給不足への備え（評価結果は 2-1③ に記載）**
- ③ **広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市指定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）**
- ④ **迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）**

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ① **被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施**
 - ・ 本市は、大阪府泉佐野保健所等とも連携を図り、感染症対策の充実に努めているが、引き続き、防疫活動体制及び関連資機材の充実に取組む必要がある。
- ② **下水道（污水）施設の整備及び老朽化対策の推進**
 - ・ 大規模地震により管路が損壊され污水の適切な処理が行えなくなると、都市の公衆衛生環境の悪化は基もとより、トイレ利用を控えることによる健康被害の拡大、企業の操業停止期間の長期化なども懸念されるため、公共下水道（污水）の整備済み区域の拡大や既設下水管等の耐震補強、更新を図る必要がある。また、公共下水道の污水管が整備された指定避難所等には、マンホールトイレの整備を進める必要がある。
- ③ **生活ごみの適正処理**
 - ・ 本市では、被災地域の衛生状態を維持するため、一般廃棄物（ごみ）処理に係る協定を締結しているが、広域的な災害に備えて他県自治体との協定締結などを検討する必要がある。
- ④ **ご遺体の適切処置**
 - ・ 本市では、周辺市町担当部局との連携により広域火葬体制を確保するとともに、葬祭関係団体との協定を締結（2 団体）しており、引き続き、遺体の処理、火葬等が適切に行えるよう、葬祭関係団体との連携を図る必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

役所機能の機能不全

① 市役所等の耐災化の推進

- ・ 本市では、本庁舎は耐震化済で、災害時の代替施設である泉佐野市総合文化センターは新耐震基準の建築物であり、電気関係団体と「災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定」（平成 28 年）を締結するなど、業務継続に取組んできており、今後は、各施設の耐災化や災害時における執務環境の確保対策の実施、早期復旧に向けた民間事業者との協定締結などを検討する必要がある。

② 防災情報の収集・伝達

- ・ 本市では、防災行政無線（固定系）、（移動系）及び災害時優先電話、災対本部室電話回線といった多様な通信手段を確保してきており、今後は、各通信機器等の使用法などについて習熟を図る必要がある。

③ メディアとの連携強化などによる伝達手段の多重化・多様化

- ・ 本市では、放送局と「災害時等の緊急放送における協定」（平成 26 年）を締結しており、防災情報を迅速かつ的確に収集し市民に正確に伝えられるようメディアとの連携体制の充実強化を図る必要がある。

④ 業務継続計画及び復興計画の策定

- ・ 本市では、業務継続計画（平成 28 年）を策定しているが、被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するための復興計画については未作成であるため、今後、策定に向けた検討が必要である。

⑤ 災害時の職員初動対策の向上

- ・ 本市では、災害対応マニュアル（平成 28 年）を作成し、各部局による訓練等を実施しているが、引き続き、訓練を実施し、災害対応マニュアルの充実を図る必要がある。

行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 市有建築物の耐震化（評価結果は 1-1⑤ に記載）

② 災害時の職員初動対策の向上（評価結果は 3-1⑤ に記載）

③ 特定大規模災害からの復旧事業に係る大阪府の代行

- ・ 本市は、大阪府と特定大規模災害における市の復旧事業に係る大阪府の代行手続きについて協議を図る必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ① 防災情報の収集・伝達（評価結果は 3-1② に記載）

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ① メディアとの連携強化などによる伝達手段の多重化・多様化（評価結果は 3-1③ に記載）

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない

サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

① 市内企業における事業継続計画(BCP)等の作成

- ・ 大阪府と連携し、地域経済団体や中小企業組合等に対して、BCP/BCM 策定支援セミナーの開催等の周知・啓発を促進する必要がある。

② 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は2-1①に記載）

コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① 石油コンビナート（関西国際空港地区）等防災対策

- ・ 本市においては、海上流出油防除協力協定（昭和 60 年）を締結しているところであるが、石油コンビナートとして関西国際空港地区が位置づけられており「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、特定事業者において各種対策の実施を促進する必要がある。

食糧等の安定供給の停滞

① 被災農地等の早期復旧支援

- ・ 農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制について再点検が必要である。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止

① ライフラインの確保

- ・ 本市では、電気関係団体と「災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定」（平成 28 年）を締結しているが、災害時における電力確保の多元化や早期復旧にむけた民間事業者等との連携強化などを検討する必要がある。

上水道等の長期間にわたる供給停止

① 水道の早期復旧及び飲料水の確保（評価結果は 2-1⑥ に記載）

② 生活用水などの確保（評価結果は 2-1⑦ に記載）

汚水処理等の長期間にわたる機能停止

① 下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進（評価結果は 2-7② に記載）

② し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

- ・ 本市では、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定（平成 25 年）及び災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定を締結しているが、市域におけるし尿等が適正に処理できるよう関係市町及び関係団体等との連携体制の充実を図る必要がある。

③ 生活ごみの適正処理（評価結果は 2-7③ に記載）

地域交通ネットワークが分断する事態

① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）

② 鉄道施設の防災対策の促進（評価結果は 1-1⑮ に記載）

③ 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

④ 道路・橋梁の長寿命化などの適正管理の実施

- ・ 本市では、橋梁長寿命化修繕計画(平成 26 年 4 月)を策定し計画的な修繕等を実施するとともに、「まちレボ泉佐野おせちょ〜」（平成 27 年）の運用による道路等危険箇所の把握などにより適正管理を進めてきており、緊急輸送道路や避難路としての機能が確保されるよう計画的な整備に取り組む必要がある。

異常湧水等による用水の供給の途絶

- ① 水道の早期復旧及び飲料水の確保（評価結果は 2-1⑥ に記載）
- ② 生活用水などの確保（評価結果は 2-1⑦ に記載）

7 制御不能な二次災害を発生させない

市街地等での複合災害の発生

- ① 密集市街地等対策（評価結果は 1-1① に記載）
- ② 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（評価結果は 1-1⑭ に記載）
- ③ 広域避難地等の確保
 - ・ 本市では、末広公園（8.9ha）を広域避難場所として指定し、指定緊急避難場所は 4 箇所（末広公園含む）（平成 28 年度）を指定しているが、今後は各々の役割に応じた防災・減災機能の充実や指定緊急避難場所の適正配置などを検討する必要がある。
- ④ 原子力事業所（原子力災害対策特別措置法第 2 条第 4 号事業所）の保安対策
 - ・ 本市域に影響を及ぼすおそれのある原子力事業所は、京都大学原子炉実験所、原子燃料工業株式会社熊取事業所があり、本市では、地域防災計画（原子力災害対策）（平成 28 年 7 月）を作成し、市職員等によるモニタリング訓練（原則 1 回／年）、泉佐野市原子力問題対策協議の開催（原則 1 回／年）をしているが、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図り、原子力災害対策を実施する必要がある。

海上・臨海部の広域複合災害の発生

- ① 石油コンビナート（関西国際空港地区）等防災対策（評価結果は 5-2① に記載）
- ② 防潮堤の津波浸水対策（評価結果は 1-3① に記載）
- ③ 水門等の点検、整備の推進（評価結果は 1-3② に記載）
- ④ 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）

沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）
- ② 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ① **ため池の防災・減災対策の促進（評価結果は 1-5① に記載）**
- ② **下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進（評価結果は 2-7② に記載）**

有害物質の大規模拡散・流出

- ① **石油コンビナート（関西国際空港地区）等防災対策（評価結果は 5-2① に記載）**
- ② **有害物質（石綿）の拡散防止対策**
 - ・ 本市は、大阪府による有害物質対策と連携協力し拡散防止を促進する必要がある。

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ① **山地災害対策の促進（評価結果は 1-5④ に記載）**

風評被害による地域経済等への甚大な影響

- ① **正しい情報発信**
 - ・ 災害発生後、正確な被害情報等を収集し、迅速に正しい情報を発信することができるよう対策を講じることが必要である。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物の適正処理

- ・ 本市では、災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、ごみ一時保管場所候補地を3箇所指定するとともに、災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結しており、早急かつ適正な処理を図るため、災害廃棄物等の仮置場としての機能充実や最終処分までの処理ルート等を予め検討する必要がある。

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

② 業務継続計画及び復興計画の策定（評価結果は 3-1④ に記載）

避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 避難所の確保と運営体制の充実

- ・ 本市では、指定避難所32箇所、仮設住宅候補地3箇所（平成27年度）を指定し、円滑な避難所の開設・運営をはかるため泉佐野市避難所運営マニュアル（平成27年10月）を策定し、各種訓練を2回／年実施しており、今後は、指定避難所や仮設住宅候補地の評価を実施し、必要な避難所等の追加指定や避難所受入れ体制の充実を図る必要がある。

② 福祉避難所の確保

- ・ 本市では、福祉避難所を2箇所指定しており、今後は、民間社会福祉事業者との連携強化などにより受入れ体制の整備を行う必要がある。

③ 被災者の心のケア対策体制の充実

- ・ 本市では、泉佐野保健所や関係機関と連携を図り、心のケアを行える体制の充実に取り組む必要がある。

④ 被災者の巡回健康相談等体制の充実

- ・ 本市では、市の保健師を対象とした健康危機管理研修への参加を行っており、引き続き、大阪府と連携し健康相談等体制の充実に取り組む必要がある。

⑤ 災害時における福祉専門職等（災害派遣福祉チーム等）の受入れ体制の充実

- ・ 本市では、地震発生後に、被災した市民の福祉ニーズに対応できるよう、「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」との連携によって受け入れ調整等を行うための体制整備が必要である。

⑥ 災害ボランティアの充実

- ・ 本市におけるボランティア登録者数は28人（平成28年度）となっており、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」の周知や登録者へのスキルアップ支援などが必要である。

⑦ 応急仮設住宅の早期供給体制の整備

- ・ 本市では、応急仮設住宅候補地を 3 箇所指定しており、必要な機能の向上に取り組むとともに、早期供給に資するよう「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等について検討が必要である。

⑧ 被災農地等の早期復旧支援（評価結果は 5-3① に記載）

⑨ 被災者の生活再建のための支援体制の充実

- ・ 本市では、被災者生活再建支援制度などに関する各種説明会に参加するとともに、大阪労働局・ハローワーク等関係機関と連携しながら、求職者と企業のマッチングに取り組んでおり、引き続き、大阪府や関係機関との連携・協力体制を確保しておく必要がある。

⑩ 地域の中小企業者等の事業再開のための支援体制の充実

- ・ 本市では、国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度の周知を行っており、引き続き大阪府や関係機関との連携・協力体制を確保しておく必要がある。

⑪ 業務継続計画及び復興計画の策定（評価結果は 3-1④ に記載）

⑫ 中・高層建築物における災害リスクの周知

- ・ 本市には、中高層建築物も見られることから、これら固有の災害リスクについて周知し、自主的な防災・減災の取り組みを促進する必要がある。

鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

② 業務継続計画及び復興計画の策定（評価結果は 3-1④ に記載）

泉佐野市国土強靱化地域計画

平成30年3月

令和7年3月(一部修正)

泉 佐 野 市
